

## 平成 2 1 年第 4 回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第 1 日目)

平成 2 1 年 1 2 月 1 5 日(火曜日)

午前 9 時 3 0 分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第 2 会期の決定
- 第 3 行政報告
- 第 4 議案第 7 2 号 平成 2 1 年度訓子府町一般会計補正予算(第 6 号)について
- 第 5 議案第 7 3 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 7 4 号 訓子府町保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 7 5 号 訓子府町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 7 6 号 網走地方教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 第 9 議案第 7 7 号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について
- 第 1 8 報告第 1 3 号 出納検査結果報告について
- 第 1 0 一般質問

出席議員（9名）

1番	佐藤	静基	君	2番	河端	芳惠	君
3番	山本	朝英	君	4番	川村	進	君
5番	小林	一甫	君	6番	橋本	憲治	君
7番	工藤	弘喜	君	8番	西山	由美子	君
9番	上原	豊茂	君				

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	菊池	一春	君
総務課	長	佐藤	明美	君
総務課	業務監	伊田	彰	君
企画財政課	長	山内	啓伸	君
企画財政課	業務監	森谷	清和	君
町民課	長	平塚	晴康	君
福祉保健課	長	佐藤	純一	君
福祉保健課	業務監	八木	敏光	君
農林商工課	長	佐藤	正好	君
農林商工課	業務監	村口	鉄哉	君
建設課	長	林	秀貴	君
水道課	長	竹村	治実	君
子育て支援センター開設準備室	長	菅野	宏	君
教育	長	山田	日出夫	君
管理課	長	上野	敏夫	君
社会教育課	長	小野	良次	君
幼稚園・保育園	事務長	菅野	宏	君
社会教育課	業務監	元谷	隆人	君
教育委員	長	飯田	洋司	君
農業委員会	会長	谷本	茂樹	君
監査委員		山田	稔	君
農業委員会	事務局長	遠藤	琢磨	君
会計管理者		三好	寿一郎	君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	森	谷	勇	君
議会事務局	係長	小	林	央	君

#### 開会の宣告

議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成21年第4回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

なお、田古選挙管理委員会委員長から欠席の報告がありました。

#### 開議の宣告

議長（橋本憲治君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

#### 諸般の報告

議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長（森谷 勇君） それでは、諸般の報告をさせていただきます。

本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が6件であります。その他、認定が7件、報告が1件であります。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

#### 会議録署名議員の指名

議長（橋本憲治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、8番、西山由美子君、9番、上原豊茂君、1番、佐藤静基君、2番、河端芳恵君を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（橋本憲治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの3日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定いたしました。

#### 町長の挨拶

議長（橋本憲治君） ここで、本定例会の招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございますので、発言を許します。

町長。

町長（菊池一春君） おはようございます。

ただいま、議長のお許しをいただきましたので本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第4回定例町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げるところでございます。

それでは、本定例町議会に提案しています主な概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと思います。

まず、一般会計の補正予算案についてでございますが、総額2,049万8,000円の追加補正を提案させていただいております。

その主な内容といたしまして、総務費では、基金積立として財政調整基金と社会資本整備基金への積立金と今年の経済危機対策で事業化され、全国一斉に整備する全国瞬時警報システム受信装置の事業費増。

民生費では、ひとり親家庭等の医療費に不足が見込まれることからその助成金の増。

農林水産業費では、町内馬鈴しょの課題解決及び新品種の普及拡大のための事業費。農業後継者の海外研修対象者が増えたことによる研修費。

さらに、農業交流センターの旧駅舎側の吹き抜け部分の暖房効率が悪いことからその改修費の増。

商工費では、新エネルギービジョン策定事業の執行残などの事業費減。

教育費では、訓子府小学校スクールバンドの全道大会出場に要する経費の増。

次に、条例改正を3件提案させていただいております。

まず、1つ目は「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及びこれに関連する「職員の育児休業等に関する条例」により、職員の勤務時間を国に準じて一部改正するものでございます。

そして、2つ目は「訓子府町保育所条例」の一部改正であります。保育園統合による訓子府保育園の定数と保育実施基準を改正するものであります。

最後に「訓子府町特定公共賃貸住宅管理条例」については、入居資格要件の現状に合わせた緩和と公営住宅などとの入居資格の隙間をうめるために一部改正をするものでございます。

次に「網走地方教育研修センター組合格約」についてでございますが、湧別町の合併により組織する構成市町村数が減ったことによる議会の同意を求めるものでございます。

最後に「北海道市町村備荒資金組合」構成市町村数が、湧別町の合併により減少したことから構成市町村数について議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案6件の提案をさせていただいておりますが、詳細につきましては、各担当課長等から説明させますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。本定例議会招集のご挨拶とさせていただきます。

議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号  
議案第77号

議長（橋本憲治君） 次に、日程第3、議案第72号、日程第4、議案第73号、日程第5、議案第74号、日程第6、議案第75号、日程第7、議案第76号、日程第8、議案第77号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第72号から順次説明を願います。

企画財政課長。

企画財政課長（山内啓伸君） 議案第72号 平成21年度訓子府町一般会計補正予算（第6号）の説明を申し上げます。議案書の1ページでございます。

今回の補正は、第1条にありますように2,049万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ44億2,312万1,000円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページにあります第1表、歳入歳出予算補正の表のとおりであります。これについてはご覧をいただくこととし、後ほど4ページ以降の事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。

次に第2条は、債務負担行為の補正について、ご承認をいたごうとするものであります。その内容につきましては、3ページの第2表、債務負担行為補正をご覧いただきたいと思ひます。

今回の補正は、平成21年度気象災害対策資金利子補給でありまして、期間は平成22年度から平成31年度までとし、限度額につきましては、1億2,000万円を限度として融資された資金について、毎年、これは12月1日から、ただし初年目については12月25日から11月30日までが利子の計算期間となります。毎年の融資平均残高に対し、利子補給率、年1.05%を上限としてそれを乗じて得た額としております。

ここで、6ページに債務負担行為の翌年度以降の支出予定額に関する調書載せておりますので、ご覧いただきたいと思ひますが、今回、補正いたします利子補給の支出予定額として10年間で747万1,000円が見込まれております。

続きまして、4ページの歳入歳出予算補正、事項別明細書の歳入について説明を申し上げます。

まず、14款、2項、1目、総務費道補助金の1節、総務費補助金144万7,000円の追加につきましては、後ほど歳出で説明いたします全国瞬時警報システム受信装置購入に対する補助金であります。

その下の2目、民生費道補助金の2節、児童福祉費補助金につきましては、ひとり親家庭等医療費の増加に伴い、補助対象経費が当初予算に計上した202万8,000円から235万6,000円に増加する見込みとなったため、増加額の32万8,000円の補助率2分の1で16万4,000円を追加補正するものであります。

次に、15款、1項、2目、利子及び配当金の1節、利子及び配当金6万9,000円の追加につきましては、社会資本整備基金の地域活性化等4,200万円に係る利子であり、その下の17款、1項、2目、社会資本整備基金繰入金金の1節、社会資本整備基金繰入金金の1,986万9,000円の追加は、先ほどの地域活性化等から繰り入れをするものであります。

なお、繰り入れの内容は資料2の2、社会資本整備基金（地域活性化等）繰入金金の追加補正に伴う財源調整の内容として、既に予算化され終了いたしました11事業において、一般財源から基金に総額1,986万9,000円振替した一覧を参考までに載せておりますので、後ほどご覧いただきたいと思ひます。

これによりまして、6月補正で繰り出した2,220万円と合せて、昨年度の2次補正の

交付金のうち、基金計上分、利息と合わせて4,206万9,000円の整理がすべて終わったこととなります。

資料1をご覧ください。今回の基金繰入等による保有状況であります。中段の網掛け部分、4,206万9,000円のうち残っていた1,986万9,000円を取崩し、今回の補正による財源調整として2,002万2,000円を財政調整基金に積立したもので、年度末の一般会計の基金保有額は、この表の右下から5段目になりますが、合計いたしまして20億3,880万8,000円の見込みということでございます。

4ページに戻りまして、19款、6項、5目、雑入の1節、雑入にありますひとり親家庭等医療費高額療養費40万円の追加につきましては、高額療養費に該当する診療が増加していることによるものであり、当初19万2,000円で計上しておりましたが実績ベースで積算見込額を59万2,000円としたことによる追加であります。

次の北見地区衛生施設組合剰余金84万5,000円の計上は、21年3月末で解散した組合の決算で確定した剰余金の配分収入であり、次の新エネルギービジョン策定事業補助金259万6,000円の減額は、事業費の確定によるものであります。

次の地域づくり研修会開催支援金30万円は、既に予算化している公民館講座が補助対象となったことに伴う計上であります。

続きまして、5ページの歳出について説明をさせていただきます。

まず、2款、1項、1目、一般管理費の経費区分10、各種基金積立金の25節、積立金として、2,009万1,000円の追加は、歳入で説明したとおりでありますので省略させていただきます。

次の6目、住民活動費の経費区分3、地域集会所等管理経費として89万2,000円の減額は、日ノ出地区ふれあいセンター外部塗装塗り替えが588万円の予算に対し、498万8,000円の実績となったことによるものです。

なお、財源として、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充てることとしていたことから、後ほど説明いたします農業交流センター修繕の財源として80万円を振り替える考えでございます。

次の7目、住民安全対策費の経費区分2、防犯等住民安全対策事業につきましては、21年度経済危機対策により事業化され、全国一斉に整備されることとなった弾道ミサイル、テロ、航空攻撃、ゲリラ攻撃などに加えて緊急地震速報等にも対応する全国瞬時警報システム受信装置機器の導入であり、154万7,000円の計上であります。

次に、3款、2項、2目、ひとり親福祉費の経費区分1、ひとり親家庭等医療費助成事業として71万6,000円を追加計上しておりますが、当初、月額18万7,000円として224万4,000円を計上しておりましたが、4月から10月の実績で月平均24万7,000円となったことから、年額見込額を296万円として71万6,000円を追加したものであります。

次に、6款、1項、3目、農業振興費の経費区分2、農業振興事業では、農業振興対策事業費補助金として35万円を追加しておりますが、馬鈴しょのシストセンチュウ及びそうか病に抗体を持つ品種「スノーマーチ」の普及・振興対策としてJAきたみらいに補助するもので、まずは「訓子府町内の消費者に新しい品種を認知いただく」ことを目的に、啓蒙資材を含め無償配布する経費35万円を町費で、また、品種特性試験経費10万円を

JAで負担することとして計上しております。

その下の経費区分3、農業後継者育成事業では、農業後継者育成事業補助金の追加ですが、この事業は、農業後継者の海外研修費に対する3分の2補助であり、今回7名の後継者がオーストラリア農業視察研修に参加することとなり、1人当たり13万5,100円の3分の2、9万6600円の7名分63万1,000円となりましたことから、当初予算計上額50万円との差額13万1,000円を追加計上するものでございます。

ただいま、説明いたしました農業振興費の2事業につきましては、9月で補正いたしました地域再生チャレンジ交付金700万円の一部を財源として充てることとしております。

続きまして、6目、農業交流センター費の経費区分1、農業交流センター等管理運営経費では、修繕料として81万2,000円を追加しておりますが、これは、交流センターの旧駅舎部分を商工会に貸付し、現在営業されておりますが、天井部分が吹き抜けで暖房効率が非常に悪く、これは構造上の問題でありますことから施設所有者である町が天井に仕切り版を設置する改修を行うものであります。

次に、7款、1項、2目、商工業振興費の経費区分4、地域新エネルギービジョン策定事業では、事業費の確定による増減を計上しております。

最後に、10款、5項、1目、社会教育総務費の経費区分3、青少年教育推進事業で、大会派遣費40万9,000円の追加につきましては、来年1月11日に札幌市で開催される第26回全道小学校スクールバンドフェスティバルに訓子府小学校が管内2校の推薦枠に入りましたことから、参加に要する経費の一部を補助するものであります。

以上、総額2,049万8,000円を追加する補正予算の内容について、説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 次に、議案第73号、説明願います。

総務課長。

総務課長（佐藤明美君） それでは、議案第73号の説明をいたしますので、7ページになりますので、お聞き願いたいと思います。

議案第73号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、でございます。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年条例第21号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

記以下がその内容でございますが、新旧対照表でご説明いたしますので8ページをお開き願いたいと思います。

ちょっと小さい字で見にくく書いてありますが、条例の改正でございますので、1条ずつご説明していきたいと思います。

この新旧対照表は右側が現行条文で、左側が改正案でございます。

まず、表の一番上の第2条でございます。第2条では1週間の勤務時間が記載されております。

第1項の下線部分は、1週当たり現行の40時間から38時間45分に改正するものでございます。

同じく、第3項では現在該当者はおりませんが、再任用の短時間勤務職員の勤務時間換算で、現行の16時間から32時間の範囲となっているのを15時間30分から31時間

に改正するものです。これにつきましては、例えば32時間を8で割ると4日という数になると思うのですが、そのような計算の部分で換算して時間を短くしているという部分でございます。

同じく下のほうの第3条ですが、これは、1日当たりの勤務時間でございまして、職員については1日8時間から7時間45分と15分短くなるものです。

また、育児短時間勤務職員及び再任用や任期付短時間勤務職員については、1日の上限時間を8時間以内から7時間45分以内が変わるという意味でございまして。

続いて、表の下のほうでございまして、第6条第2項は、休憩時間ですが、これは勤務時間が変わることによって変わる部分でございまして、1日当たりの勤務時間に何分かの休憩時間を取りなさいと決まっているものですから、それが8時間から7時間45分になったというような変更の内容でございまして。

次に、下の新旧対照表ですが、今回の勤務時間の変更に関連しまして「職員の育児休業に関する条例」も同時に変えなければならないという部分で、7ページの附則の2で改正するものです。

新旧対照表は、ミスプリントみたいなイメージですが、実は違ひまして、これは、この条例の第20条の表の一部として取り出して小さい字ですが、書いてあるもので、少し見にくいということですが、この表の中にも同じく勤務時間が8時間から7時間45分に改正するものでございまして。

ただいま、条例の改正文に基づき説明させていただきましたが、規則で決められています勤務時間の開始と終わりにつきましては、現行の始まりが8時30分を8時45分と15分遅らせるもので、終わりは5時30分で今までと変わりません。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 次に、議案第74号。

幼稚園・保育園事務長。

幼稚園・保育園事務長（菅野 宏君） それでは、議案書の9ページをお開き願いたいと思います。

議案第74号 訓子府町保育所条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

訓子府町保育所条例（昭和35年条例第18号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございまして。

このたびの条例の一部改正の趣旨につきましては、下段の説明にありますように、季節保育所のあさひ保育園をくねっぷ保育園に統合することに伴い、訓子府保育所条例を改正するものでございまして。

記以下につきましては、次の10ページの新旧対照表によりご説明いたしますので、ご覧いただきたいと思います。

新旧対照表の右側が現行、左側が改正案となっております。

まず、第3条のくねっぷ保育園の定員であります。保育園の統合によって入園児の増加が見込まれますことから、下線を引いてありますとおり現行の「70人」を改正案の「90人」に定員を20人増やすものであります。

次に、第5条であります。第5条では、条文を省略させていただきましたが「保育の実施基準」が定められております。認可保育園であります「くんねっぷ保育園」は、子どもの保護者や同居の親族などが仕事などにより保育できない「保育に欠ける」場合の基準が定められております。

3歳児のみの入園となっております「あさひ保育園」は、季節保育所で、どちらかと言いますと保育に欠けるといえないご家庭のお子さんが入園されております。保育に欠けないお子さんがくんねっぷ保育園に入園できる手法としまして「私的契約」の手続きが必要となります。「私的契約」は、定員に余裕がある場合のみ入園が可能で、保育に欠けるお子さんが優先的に入園となりますから、もし、定員を超えるような時は、退園していただく仕組みでございます。

このようなことから、現行の第5条の次に、見出しを「私的契約児の入園」として、『保育園の定員に余裕があるときは、前条の規定にかかわらず、保育の実施児童以外の3歳以上の児童（以下「私的契約児」という。）を入園させることができる。』を第5条の2として追加するものでございます。

なお、附則であります。9ページに戻っていただきまして、この条例は、平成22年4月1日から施行するものであります。

以上、訓子府町保育所条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 今、総務課長から議案第73号の補足説明がありますので、発言を許します。

総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 7ページの議案第73号で、非常に申し訳ございませんが、言い忘れまして、大事なところ忘れまして。

7ページの附則の部分の、この条例の施行月日を言い忘れまして、追加させていただきたいと思っております。

この条例につきましては、平成22年4月1日から施行するというところでございます。

誠に申し訳ございません。

議長（橋本憲治君） 次に、議案第75号。

建設課長。

建設課長（林 秀貴君） それでは、議案書の11ページをお開き願います。

議案第75号 訓子府町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明をさせていただきます。

訓子府町特定公共賃貸住宅管理条例（平成5年条例第27号）の一部を改正する条例を制定しようとするものであります。

まず、今回の改正の趣旨につきまして説明申し上げます。

特定公共賃貸住宅のうちの単身者住宅につきましては、現在、入居資格を「若年者の独身であることとし、年齢要件を満40歳」として取り扱ってまいりましたが、近年の社会環境、地域社会の変化にともない、単身者のライフスタイルが大きく変わり、入居者の高齢化が進んでいることから、入居者資格等の見直しを行い、単身世帯の人口流失の抑制や良好な居住環境を供給するために条例改正を提案させていただくものでございます。

それでは、記以下の説明を新旧対照表によりご説明いたしますので、12ページをお開きください。

この新旧対照表は、右側が現行の条例で、左側が改正案の条例でございます。

第2条は、特定公共賃貸住宅の設置を定めておりますが、単身赴任者の入居もできるように、「独身」の標記を「単身」に改めるものです。

第5条は、入居者の資格の要件を定めておりますが、第2項で入居者の年齢要件などを「独身の勤労者であって、その者の年度末における年齢が満40歳以下である者とする」として取り扱ってまいりましたが、「単身の勤労者であって、入居開始日にその者の年齢が満40歳以下である者とする」に改めるものでございます。

第5条の2は、入居資格の喪失で、町営住宅の単身者の入居要件が60歳であることなどを考慮いたしまして、入居者の資格喪失を満60歳に達した年度末にすることを規定するものです。

これによって、現在の入居資格である「独身で年齢要件満40歳」の取り扱いを「若年単身者向け住宅として整備した経緯や補助金などの問題から、入居開始日の年齢を満40歳までとして、満60歳まで入居を可能」とするものでございます。

次に、11ページに戻っていただき、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、訓子府町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきますが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 次に、議案第76号。

管理課長。

管理課長（上野敏夫君） それでは、議案第76号について提案説明いたします。13ページになります。

議案第76号 網走地方教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。

地方自治法第286条第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律第14条第1項の規定により、網走地方教育研修センター組合を組織する上湧別町及び湧別町が脱退し、湧別町が加入したため、網走地方教育研修センター組合規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

この施設につきましては、網走市にございまして各市町村教職員や社会教育職員の研修の場となっているものでございます。

記以下について、ご説明いたします。

網走地方教育研修センター組合の一部を変更する規約。

網走地方教育研修センター組合規約（昭和46年地方第1986号指令）の一部を次のように変更する。

第3条中「、上湧別町、湧別町」を「湧別町」に改める。

別表選出区の項中「、湧別町、上湧別町」を「、湧別町」に改める。

詳しくは、14ページの新旧対照表をご覧くださいと存じます。

13ページに戻りまして、附則としましてこの規約は、北海道知事の許可のあった日か

ら施行するものでございます。

以上、網走地方教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、提案説明させていただきましたので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 次に、議案第77号。

企画財政課長。

企画財政課長（山内啓伸君） 議案第77号の提案説明を申し上げますので、議案書の15ページをご覧ください。

議案第77号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数を次のとおり増減することについて、議会の議決を求めるものであります。

記として、1で組合を脱退する市町村で上湧別町、湧別町とし、2で組合に加入する市町村で湧別町とするものでありますが、これは、平成21年10月5日から、上湧別町と湧別町が合併し、新たに湧別町が設置されたことにより、組織する市町村の数が減少したことによるものであります。

3で脱退及び加入の日として、組合を組織する市町村の数の増減について、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日としております。

以上、北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について、提案説明をさせていただきましたが、本件につきましては、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでありますので、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 各案に対する、提出者からの説明が終わりました。

ここで、議事について、議会運営委員長並びに副議長と協議のため、10時15分まで暫時休憩をいたしたいと思っております。

休憩 午前10時 7分

再開 午前10時15分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長並びに副議長と協議の結果、これより、日程の順序を変更し、日程第17、報告第13号を先に審議したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第17、報告第13号を先に審議することに決定しました。

報告第13号

議長（橋本憲治君） 日程第17、報告第13号 出納検査結果報告について、を議題

といたします。議案書30ページでございます。

職員に報告を朗読させます。

議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。議案書の30ページをお開き願います。

報告第13号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成21年12月15日提出、訓子府町議会議長、橋本憲治。

#### 出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成21年10月13日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

#### 記

1. 出納事務は適法に行われ、異常ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成21年10月13日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

次のページの31ページと32ページにつきましては、説明を省略させていただきまして、33ページをお開き願います。

#### 出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成21年11月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

#### 記

1. 出納事務は適法に行われ、異常ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成21年11月10日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

次のページ、34ページ、35ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

続きまして、本日、配付させていただきました12月分の例月出納検査結果報告について、ご報告申し上げます。36ページでございます。

#### 出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成21年12月10日町会計管理者に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

#### 記

1. 出納事務は適法に行われ、異常ないものと認める。

訓子府議会議長 橋本憲治様

平成21年12月10日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

次のページ、37ページ、38ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 以上で、本報告を終わります。

時間的に午前中ありますが、一般質問は午後からという通告になっておりますので、ここで、本会議を閉じたいと思います。

急きよ、皆さんと一緒に議員会の打ち合わせをやりたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、午前中の部分であります。議事を閉じさせていただきます。

午後1時から一般質問になっておりますので、ご参集を願いたいと思います。

休憩 午前10時20分

再開 午後 1時00分

議長（橋本憲治君） それでは、定刻になりました。休憩を解き会議を継続いたします。

#### 一般質問

議長（橋本憲治君） 日程第9、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含め議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

4番、川村進君。

4番（川村 進君） 4番、川村です。それでは、一般質問通告書ののっとり、一般質問を始めさせていただきます。

まず、今回の質問の一番最初は、町長が日頃、税に対しては公平であり、不公平、不平等があってはいけない。そして、町民の金を安易に行政が使うことはできないと常々言っておりますので、そのことを踏まえて、町税と使用料の滞納者の取り扱いについて、町長にお尋ねします。

まず始めに、今回、水道使用料の滞納に係る給水停止処分は、俗に言う水道を止める。その実施状況とその結果、効果について、まずお伺いします。

2つ目、水道使用料の滞納者には水道を止めておりますが、町税や国保税の滞納者に対して、どのように取り扱い、その結果と効果について。

この2つお伺いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま「町税と使用料の滞納状況の取り扱いについて」2点の質問がございましたので、答弁をさせていただきます。

1点目の「水道使用料の滞納に係る給水停止処分の実施状況とその結果と効果」について、お答えさせていただきます。

水道事業につきましては、ご存じのとおり地方公営企業法の経営の基本原則である独立

採算制と公共の福祉の増進に基づき運営いたしております。その収入の大部分を水道料金が占めております。したがって、水道料金の確保は、安全で安心な水の供給サービスを提供するための重要な業務であります。

滞納者の方へ対しての給水停止については、督促状、催告書、給水停止予告書などを順次段階的に行い支払を求めているところでございます。

それでもなお、支払いのない方に対しては、水道法及び町の水道事業給水条例に基づきまして、やむを得ず給水停止の措置を講じているところでございます。

給水停止処分は、納入期間後3ヶ月を経過している方で、分納納入の話し合いに応じない。あるいは納入に対する誠意が認められない方でございます。

または、過去に給水停止を受けた方で悪質と判断される方を対象としております。

ご質問の「給水停止処分の実施状況とその結果、効果について」でございますが、平成20年度給水停止の件数は9件で、その内4名の方は全額納付をいただき、5名の方は納入誓約書による分納計画により、すべて完納している状況でございます。

また、平成19年度の給水停止の件数は9件で、その内4名の方は全額納付をいただき、5名の方は納入誓約書による分納計画によりまして、完納しているところでございます。

平成20年度及び平成19年度において、現在も水道を止めている方はございません。給水停止処分は最終目的ではなく、未納の抑制と納入を促すことが目的でございます。水道料金に未納があると本来、水道を利用する全ての方が負担すべき運営経費をきちんとお支払いいただいている方の料金で補うこととなり、利用者間に不公平が生じるところでございます。水道事業が、利用者みなさまの料金で運営されていることや利用者間の公平性を確保するために給水停止を実施しているものでございます。

なお、今後とも給水停止にあたっては、利用者の生活事情に十分配慮しながら分納の相談に応じるとともに生活に困っている方については、福祉保健課と連絡をとり合いながら対応してまいりますのでご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の「町税や国民健康保険税の滞納者に対して、どのように取り扱い、その結果と効果はどうか」とのお尋ねでございます。行政を執行する上で財源の確保は重要なことであり、中でも貴重な自主財源であります町税の収納確保が大きな課題であります。

また、国保税につきましても、国保会計の健全化を図る観点からも収納確保が重要であると認識しているところでございます。

このため、収納の確保、滞納額の解消に向けて日々努力しているところでございますが、景気の低迷などから収納率が下がり滞納額が増加している状況にございます。

このような状況の中で、町税の滞納対策としまして「町税の徴収向上対策要綱」を基本とし、北海道との連携も図りながら現在進めているところでございます。

まず、滞納者に対しましては、督促状・催告状の送付を行います。引き続き、電話による催告、さらに臨戸訪問、一般的に言いますと個別に訪問をし、さらに、納付の相談を受けるようにしてございます。そしてさらに、納税誓約書の提出をいただいて、さらには交付要求、あるいは国税還付金の差し押さえを行うなど具体的な方策を実施しながら、収納確保に努めているところでございます。

特に、臨戸訪問や役場への来庁での納付相談を積極的に行いながら、分納計画に基づく納付や納税誓約書の提出により収納に繋げているところでございます。

なお、国保税につきましては、1年以上滞納したもので悪質であると判断される者や納付相談に一向に応じないものなどには世帯の事情にも十分配慮しながら、資格証明書及び短期証の交付を実施しているところでございますが、国保税が完納されたとき又は分割納付計画に従って誠意をもって履行されたときなどは、資格証明書や短期証を解除することとしております。

さらに、北海道との連携では、町道民税に限り共同催告書を送付するとともに、平成19年度からは地方税法の規定を受けて北見道税事務所に滞納額の一部の徴取引継ぎを行い道職員により徴収が行われ、収納に結びついている状況にあります。

しかし、これら各種方策を講じても、なお、収納確保は非常に厳しい状況にあります。このことは、本町だけではなく、各市町村共通の課題でもありますので、全国的、全道的には一部事務組合による広域滞納整理を行っている事例もあることから、網走管内においても昨年度から広域的な徴収組織の設置の検討を行ってまいりましたが、費用対効果と職員の派遣の問題などから最終的には、参加市町村が少なく断念することになった経過もございます。

このため、今後の収納確保にあたりましては、限られた職員の中で、専門的知識を高め、滞納処分の検討も含め徴収業務の充実や北海道との連携、さらには、指導をいただくなどしながら、適切に進めてまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） 再質問をさせていただきます。この水道を止める給水停止というのは、今回いろいろの方とお話をし、また、相談が1、2件ありました。お金がない。水道を止められるという心配。そして、その方は恐怖心を持ち行政が進める水道を止めるということに対して、思いをはせているかということ。町長はおわかりでしょうか。水道を止められると生活ができない。その時、金がない以上に苦しむのです。ところが、国民健康保険税というのは、資格証を発行されたのは、1件だけということです。水道料は訓子府町ではお金が入ってこないだけなのです。ところが国保税は、お医者さんにかかるから、本人が窓口で支払する以外のものは、町が積立しているお金から出ていく。本来の姿であれば、国保税が一番厳しくしなければならない。ところが、病気の方にそれをやられると病院へ行けないから、死につながるということで今回いろいろの方、役場の職員ともお話ししました。でも、恐怖心を与えているということにおいては、水道を止めることがいかにつらいかをお考えいただかなければ、行政が安心と安全のまちをつくる。その道から離れ鬼でもやらない。鬼でも水道は止めませんよと皆が言っていた。行政は、悪質な町民という言い方をしますが、払いたくても払えない方は、金を借りて払う。電話が鳴っても出られない。子どもに、お母さんは他所に行っているからと言ってと言い訳を子どもにしなければならない状況です。この状況をつくってもらっては、安心と安全のまちはないわけなのです。

今回、僕はこのことについて、あまり言いたくないのですが、住宅使用料と固定資産税の項目は挙げていないのですが、固定資産税がどうして滞納されるのか。固定資産税というのは、財産を持っている方がきちんと払わなければならない。そういうものです。それを町がなぜ許しておくのか。水道を止めるのであれば、固定資産税の滞納者は、資産を差し押さえ競売にかけるといふものがあるはずで、それが水道法、公営企業法などの法律

を使うということは、法の悪用につながるのではないかということです。片方の法は使わず、片方の法だけを使う。そのような行政はどうですか町長。僕はまずいと思います。なぜ、固定資産税及び住宅使用料には差し押さえしないのですか。それをお伺いします。

議長（橋本憲治君） 質問の内容の中に住宅使用料と固定資産税の項目は入っていないのですが、大丈夫ですか。町税の関連で教えてください。

町長。

町長（菊池一春君） それでは、一つひとつ丁寧に答えさせていただきます。議員の言っていることを聞いていると町の職員があるいは私どもが悪で、それ以外が正義というように聞こえます。これはたくさんの傍聴の方もいらっしゃいますので、誤解のないようにさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

まず、水道料金の滞納でございます。私たちは、先ほど答弁でも申し上げましたように、督促状から始まって、給水停止処分をするに至るまで、およそ188日間でございます。一発で水を止める非道なことはするわけがございません。一つは、その中で何度も職員が滞納されている方の住宅を訪問する。あるいは文書でお願いをする。そして、生活状況が苦しいのであれば、分納、月々わずかでもいいから、水道料金を入れていただきたいというお願いをするのが現実でございます。

しかし、水道を滞納されている方には、会ってくれない。電話をしても出てくれない。このような方は、大体同じような人たちで、水道料金を滞納するという状況が現実でございます。個人の仕事、所得の状況も町のほうでは一定の理解をしながら、できるだけ、丁寧にご理解を賜うようお願いをしているところでございます。

しかし、約束が守れなかったり、会っていただけなかったり、恒常的な方には、水道料を払っている人と同じように給水をするというのは、水道法の考え方ではございません。その点では、議員に指摘されるまでもなく、水道を止めるというのは、どんなにつらいことなのかということは、重々承知の上で、やむなく止めることとなります。止めることが目的ではなく、話し合いやあるいはわずかでもという思いで水道を停止しているという状況をご理解いただきたい。でなければ、お金がない中でも、まじめに水道料金を払っている方はどうなのでしょう。私はその点で言うと町の公平性というのは、弱者や福祉に最重点の配慮をしながらも、命あるものに対して、きめ細かな対応をし、行政のさまざまな対応を執行する状況の理解いただき、わずか100円でも300円でも分納いただきたいというのは、私自身の考え方でありますので、ご理解をいただきたい。

それから、税の問題であります。税は水道使用料とは違い、これもまた同じように督促状やさまざまな処置を講じてお支払を願いたいということがございます。私ども職員が何度も訪問し、そして、督促状を出し、わずかながらでも分納していただきたいということをお願いします。残りは川村議員が指摘しているように、差し押さえ、競売を執行するかどうかという状況が、長いこと私どもの町の行政で今その選択を求められている状況でございます。これは、来年度以降、北海道や税務署などの担当とも相談しながら、私どもが次の一步を踏み出すかどうかという状況でございます。

さらに、これはまた、工藤議員からも今日、質問が出る予定でございますが、国保税の滞納者でございます。私たちは、国民健康保険をお金を払わないということで短期証明書を義務的、事務的に保険証を取り上げるということは、行っておりません。なかんずく子ど

ものいる家庭や家庭状況が非常に厳しい状況でありながら、子どもたちに病院にかかれな  
いようなことは一切していません。その点では、私どもは1件の資格証明書、すなわち保  
険証を出さないでかかった医療費は直接窓口で全額払ってください。国保税を払った時に  
は、7割をお返ししますという措置を法に基づいて行っていますが、実態としては、ほぼ、  
行っていない。水ももちろん大変ですが、とりわけ国保税の保険証を取り上げるというこ  
とは、全国的にも子どものいる家庭等については、批判を浴びているところですし、私た  
ちは、顔の見える関係の中で、行政を進めておりますので、健康保険証を取り上げるとい  
うことについては、現時点では、まず、実際的には行ってないに等しいということでござ  
いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） わかりました。ただ、この納税に対して、基本的な姿勢というの  
は、いじめではないのかということにつながるのです。本町において、葬式の費用がな  
い。しかし、何とか葬式だけは出したいという相談を受けた一件があります。その時に本  
町は、国民健康保険から葬祭費が5万円が出るから、それを利用して葬儀をやってくださ  
いという答えを出している。葬儀が終わった後に出てくる5万円でどうして葬式ができる  
のか。町職員の対応をいろいろ町長は一生懸命やっていると思うかもしれないが、国民健  
康保険から葬祭費が出る5万円というものを当てに葬式費用がないからと言われた時に、  
どのように対応するかは、町職員の腹で決まる。社会福祉協議会で生活資金の借入をし  
てもらい、葬儀が終わってから出る葬祭費の5万円で穴埋めをすとかいろいろな方法があ  
る。そのようなこともやらない。まったく行政に携わっているのは、自分の懐にだけ給料  
が入れとそれだけを願っているような感じを受けるのです。その方の葬式が終わって  
から2年半、3年経ってから、私のところに来ました。実は、お父さんが死んで残して  
いった国民健康保険税を払えと町から再三の督促を受け、電話を受ける。何とかなら  
ないかとの相談です。それで調べてみたら、お父さんが残していったものを子どもが  
払うという法律があるから、子どもに払ってもらう。どこが悪いのかという職員です。  
何を言っている。逆に遺産相続というものを考えて、町職員はわかりました、裁判  
所へ行って相談をしてください。そうすると町にかかるお金もお父さんが残して  
いった債務、借金も全部払わなくてもいいことになるかもしれないので、何とか  
行ってくださいと教えるのが町職員の仕事だと思ふのです。ところが、法を悪用  
して、貯まっている金、お父さんが残していったものをお母さんが払う。親が  
残していったのを子どもが払うというような法律だけがあるわけではないと思  
います。そして、その時に電話が来る。子どもが自分の友達から電話がき  
ているかもしれない。それに出たくても出られない状況が現に起きているのです。  
町長は、頑張っているいろいろやっているかもしれないが、その裏にあって、私  
は人権擁護委員会まで行きました。そして、行政不服審判として、そんな行政を  
許しておいてはいけません。ところが、旭川に行ってください。旭川に行けば、  
国政に関してのみ受付しますので、国保税に関しては、行政不服審判に関係  
しませんとの回答でした。法にはいろいろな逃げ道がある。それでは困るの  
です町長。今回、僕が言っている水道を止めるということが本当に必要か  
どうか。そして、真面目に払っている方、払わない方が悪意を持った町民  
なのか。その判断。非常に難しいと思うのですが、私は、行政全般に関  
わる問題で、今の訓子府町については、通告書に出してないから、いろ  
いろなことは言えません。税に関しては、町長

が言う公平・不公平、平等・不平等ということであれば、そこから先に入っていただいて、水道を止めるということが本当にどうであるかという判断を今後のためにお願いしたいのですが、どうですか。

議長（橋本憲治君） 暫時、休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時28分

議長（橋本憲治君） 休憩を解き、会議を継続いたします。

町長。

町長（菊池一春君） 議員のお話はともすると自分の思い込みと1対1の相談をもって、町はこうだという決めつけることが多ございますので、確認をさせていただきました。

今言った、お葬式を出せない。その方に、先ほど言われたように、葬儀のお金を後で国民健康保険から5万円が出るとかいろいろな話をすべきだ。それから社会福祉協議会の貸付金をうんぬんというご助言をするべきでないのか。さらには、父が残していった国保税の支払をしなさいということですね。

これは、おそらく具体的なお名前を差し支えますが、今、職員に相談しましたら、まず、お葬式の問題については、例えば、お支払ができないとか葬式をあげられないということは、基本的に町が関わるというよりも、町内会やお葬式を地域の住民の中で、華美なお葬式にならないような最低で行う。それで資金繰りについて、もし、ご相談があれば、それはある種、社会福祉協議会が貸付金という形で、5万円の制度を設けていることも事実です。

それから、先ほど父親が残した税の未払いのことについては、もし、私どもが感じていることであれば、窓口当事者がいらして、税相談をさせていただき、その上で払っていただけるかどうかという話し合いの中で、払っていただくということを当時は行ったということをお聞かしております。

しかし、このことに私と議員とは、直接の話し合いではございませんので、事実確認が正式にはできませんことをご理解いただきたい。ただ、そのようなさまざまな町の行政の中では、いろいろなケースがございます。私たちは町民の皆さんができる限り、苦慮にたったりあるいは苦勞しないように適切なお相談をこれからもさせていただきたいと感じるところでございます。

水道料金についても、やみくもに乱暴な給水停止をするということは、あってはなりませんし、してはいけないし、しているつもりはございません。非常に丁寧に、そして、相談を受けながら、やむなくです。水道を止めることが私たちの目的ではないということをご理解いただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） 重々、町長が言われることもわかってお話をしているので、しながら、今後のことがありますので重ねて言います。

どうして法律が2つあったら、1つだけを押し進めるのか。この方の時には、完全に法律が2つありました。1つは、遺産相続の破棄をすればいいのです。その手続きは、裁判

所に行くのです。それを町職員が教えてあげればいいのです。はっきりいいまして、それをしない町職員であれば、これは困るのです。今後、いろいろなケースが発生すると思います。はっきり言いますが、その時に町長が安心と安全のまちをつくと大見栄をきっているわけですから、町職員もそのように向かってもらうということを前提に質問を変えます。

何かお話ありますか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 住民の安心と安全は、そして、福祉を大事にするというのは、私自身の町政の基本でございますから、引き続き、誠心誠意、職員も含めて努力してまいり所存でございます。もし、川村議員のところに住民の方でお困りになり、相談がいきましたら、引き続き、私どもの窓口にあるいは職員に直接向かわせても構いませんので、心のかよった町政を議員も町長も職員も一緒になって努力してまいりたい。よろしく願いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） これを受けた瞬間、町民課長および福祉保健課長とお会いし、話は進めておりますので、それも逆にご理解いただきたいと思います。

それでは、教育長にお伺いします。

1、学校における道德教育の取り組みについて、お尋ねします。

道德教育の柱と考えられる「良いこと」「悪いこと」の判断のできる子どもをつくることを教育に実践できていますか。

2、食べ物を大切にすることは、どうされていますか。

3、1、2は共に家庭と教育現場が協力することが不可欠と考えます。本町は、この2点をどのように行っているかお尋ねします。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 学校における道德教育の取り組みについて、3点のお尋ねをいただきましたのでお答えしたいと思います。

まず、最初に、道德教育についてご説明をさせていただきますが、各小中学校とも、それぞれの学習指導要領に基づきながら進めさせていただいているところでございます。

小中学校では、道德の時間が年間当たり35単位時間設けられており、だいたい1週間に1単位時間で割り当てられておりますが、道德教育は、当然のことながら学校の教育活動全体を通じて行われるべきものと考えております。

道德教育で身に着けるべきとされる4つの柱の内容として、

1つは、主として自分自身に関すること。

2つは、主として他の人とのかかわりに関すること。

3つは、主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。

4つは、主として集団や社会とのかかわりに関すること。

この4つで道德教育が行われております。

1点目でお尋ねの「物事の善悪を判断できる子どもをつくる教育の実践について」と2点目でお尋ねの「食べ物を大切にすることは」についても、今述べました4つの柱の相互関連の中で、継続的に学校で指導しております。

また、小学校の低学年を見ますと健康・安全、整理整頓、規則正しい生活や善悪の判断なども、食べ物や金銭を大切にすることを育んでいけるように取り組んでいるところがございます。

3点目でお尋ねの「これらのことは、ともに家庭と教育現場が協力することが不可欠であり、本町での取り組み」についてお尋ねがございました。道徳教育を推進していくためには、学校現場のみならず家庭さらには地域の教育力の応援は、必要不可欠であると思っております。

学校からの「学校だより」そして、生涯学習情報紙で教育委員会が発行しております「まなベル」でも子どもたちの学校生活などについて、家庭や地域に協力依頼するほか、家庭訪問、参観日を通じて情報発信をしているところです。

また、地域からは今年度からスタートしました学校支援地域本部事業いわゆるスクールサポート事業であります。この事業を通じて、大人が子どもたちとふれあう中でもさらに道徳観が高まり、心身ともに健全に育っていくことを期待しているところがございます。

今後とも子どもたちが社会の一員として、あらゆる機会を通じて道徳心を学びながら、明るくたくましく育っていける環境づくりに努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） 再質問をさせていただきます。この道徳教育というのは、非常に幅が広い。そして、この道徳教育の中に「良いこと」「悪いこと」だけでなく、本町の幼児教育、小学校、中学校、義務教育を経た時に、社会に送り出すか高校に行くかの時に、本町独自の教育を受けた者は、模範的で明るくて素晴らしい子どもたちであると言われる人を僕はつくってほしい。そして、家庭と協力し、その土壌をつくり、幼児教育から小学校、中学校の教育課程において、まず、良い悪いの判断よりも就職活動において、一度就職したらできるだけ辞めないで、ずっと続けて、社会に貢献することや弱い者いじめをしてはいけないなどです。今日も議長ともお話ししましたが、コンビニエンスストアにたむろして、カップ麺を食べている子どもたちがたまたま見られる。そして、本町においては「良いこと」「悪いこと」の判断できない。職をすぐ離れる。そして、ニートとかフリーターであるとかという職業で呼ばれる子どもたちがいる。それは、道徳教育には入っていないのだろうか。これを教育長及び本来は教育委員長にもお聞きしたいのですが、どうでしょう。ニート、それからフリーターを職業と考える子どもたちが多くなれば、これは大変なのです。これは道徳教育には入らないものなのですか。どうですか。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 前段、訓子府の子どもたちが心身ともに健やかに育って、社会に貢献できる子どもになっていくような教育を目指せというご指摘ですが、全くその点に関しましては、教育委員会の期待する教育を進めたいという思いと全く合致しております。そのような観点で、学校、家庭、地域におけるさまざまな取り組みの中から子どもたちが健やかに育っていけるように、これからも配慮していきたいと思っております。

その中で、家庭、地域の中では、PTAとの連携等も非常に重要だと思っております。事あるごとにPTA、保護者の皆さんとこのような話題を今後も取り上げていきたいと考えております。

それとニート、フリーターというお話がありました。ニート、フリーターというのを僕は、このように認識しております。自分から進んでニートやフリーターになりたいという人間は、僕は皆無だと思えます。昨今、この職業形態が増えておりますが、これは、残念なことではあります。日本の経済活動内容から、自然と出てきたものではないかと認識しております。いわゆる経済活動の中で、企業がコストを下げて利益を追求するという大目的がありますが、ややもするとこれが、過度に進みますと働く人を安く使おうという形にもなっておりまして、そのことが今、国でも非常に大きな課題となっております。一方でこの望まない仕事の形態ということだと思えますので、必ずしもこの方々の責任にすることはいかがかと思えます。

それと価値観の多様化がございまして、あまり拘束されないで、気楽に仕事をしたいという思いも本人たちには一方であると思えます。それが今、議員が言われる、道徳心とのかかわりが若干出てくるのではないかと感じておりまして、道徳の中では、社会性や集団性の情勢だとかあとは頑張る心、一生懸命、社会に貢献しようとする心を育てたいということも一方ではありますので、そのような道徳教育、学校教育を通じながら、少しでもニートやフリーターがあまり生まれない社会を我々も望むところでございまして、間接的ではあります。道徳教育に今後も力を注いでいきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） わかりました。とにかく、職業というものが、いかに大切であるかということ。そして、職業の選択によって、良き納税者が育つということ。結局、フリーター、ニートという方は、納税者につながっていないという可能性が高いと今社会的に言われています。その方たちが今度は、どこかの市町村に住んでも国保税が払えないなど、今、本町が抱える問題が如実に表れるのが、その職業の選択につながる。そのような考え方で、今回お話ししなければならないと思っています。そのような子どもたちをつくらない土壌を訓子府町として、PTA、教育委員会の行政と一緒にやってつくり上げる。そして、狭い土俵をつくらない。大きく広い社会という土俵の中で、今後、活躍される子どもを何とか家庭とPTAともいろいろ相談されてつくり上げていただきたいと思います。

それでは、もう1つ。食べ物を大切に教育はどうですか。これについて、重ねてお伺いします。これは、僕の友達も外食産業でいろいろ裏方をやったりしています。そうした時に、ファミリーレストランや回転寿司などに子ども連れで、どれほどのものを残して帰るかということです。これは全員協議会で少しお話したことがあるのですが、給食センターや学校行事の時には、完食して残す人はいないというお話でした。ところが、一步、学校などから離れた時、母親は子どもが噛み切れない海苔を噛み切れないから、口に入れたものを皿にのせて、そのまま裏方さんが片付けている。普通、我々の常識として、我々が子どもの頃は、子どもが口から出したものは、親が全部食べていました。ところが昨今どうなのか、残したものがただ捨てられる。そして、言ったら悪いが、箸を持たない子どもがものすごく多い。僕は、職場を転々として、若者と一緒に食事をする箸を持たない。これはだめだと思い、一緒に食事をしていたら、うまいものがうまくなるということがありまして、もう若者とは食事を一緒にしないという感覚です。本町は、社会に出た時、私が最初に言いましたニート、フリーターをつくるということ以前に、マナーとして、箸をきちんと持てる子どもたちを育ててほしいということです。そして、ものを残

さないできちんと食べる子どもたちです。それが訓子府町から出てきた者は本当に良い。マナーは良いし、常に明るくて、ごちそうさん、ありがとうの言葉が常に出る。本当にあの町は良いと言われるものをつくり上げるという土壌と土俵です。

そして、3つ目。学校、教育委員会、いろいろ食事を考え、無農薬の食材、本町の食材を使いやっているのに、ところが大売出しに行くとこれも全員協議会で話してびっくりしたのですが、カップ麺などの即席食品を山ほど買って行く方がいます。僕は悪いとは言いませんが、せっかく学校、教育委員会がいろいろなところで苦労されていても、家庭でどのように取り扱うか。これはぜひ、飯田教育委員長を中心に教育長もPTAとお話し、いろいろものを残さない。その子どもが残したものは、母親が全部食べ、箸をきちんと持てる子どもを育ててもらわなければいけない。そして、安易に安いからと言って、即席麺などを大量に買われることを私はあまり良しとしないのですが、今後、教育委員長及び教育長で相談されて、どのように進められるか今後期待したいのですが、どうですか。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 今いろいろとお尋ねがありました。内容を整理しなければならぬと聞いていたのですが、1つは、家庭でのしつけの問題が含まれていたこと。それと学校の教育現場でできることは何かということ。それと家庭と学校が連携できることはないかということを考えながら今聞いておりました。

まず、食べ物を残すとかコンビニで即席麺等を買う風習が最近目立つというお話であります。これは、まさしく幼児のころからの家庭でのしつけの大切さの裏返しだと思って聞いておりました。今の時代と我々が子どものころを一概に比べるとは軽率だと思いますが、ややもすると日本人の生活全体が昨今は安易に流れていると思います。簡単で楽なほうへとややもすると流れているのか。その表れの1つ2つが今、議員が指摘されたことではないかと思えます。したがって、家庭においては、自分たちの生活の足元を今一度見つめ直すことが必要ではありますが、生活の習慣そのものに公である教育委員会が、いちいち家庭の食卓を覗きに行くようなことはできませんので、難しい面もある。一方、学校では、給食センター方式という形を早くから訓子府町は取り入れて、上級生が下級生の世話をす。下級生はお兄さんお姉さんの活動ぶりを見ながら学ぶ、マナーを学ぶ、食べ物に対する感謝の心を育てる。学校の先生方も側面からいろいろ指導してくれているわけです。子どもさんが学校で給食センターという場面を通じて、箸の持ち方も含めて、いろいろ勉強していただき、逆にそれが家庭生活の習慣改善にもつながっているとしたら大変結構なことだと思いますし、これからもその辺に意を注いでいきたいと考えております。

また、栄養教諭という先生を配置しました。この職責は学校で食べ物の大切さ、それと栄養のことや心身の発達にどう関わっていくのかということ子どもたちに授業時間を通じて教える先生をおいております。これらの活動も含めて、大切さを再確認しながら、またはPTA等を通じ相談をしながら、町全体で改善が進むように努力してまいりたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） いろいろわかりました。私には子どもも孫も女房もいないので、いろいろな教育というものが非常にわかりません。しかし、70年生き、日本全国をくまなく歩き、その中に流れるものは、間違いなく子どもたちが元気に明るく、そして「あり

がとう」という言葉です。朝の「おはよう」ではないです。何かあった時に必ず「ありがとう」という言葉が自然に出るのです。それが将来の子どもたちに必ずや良い結果が出る言葉だと思っております。今後、皆さん、飯田教育委員長、教育長にもお願いします。本町から幼児教育を受け、小学校教育、中学校教育を受け、どこの高校へ行くかは別ですが、本町の義務教育を卒業した子どもたちが、非常に良いと言われるように行政として頑張っていたきたいと思ひ質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（橋本憲治君） 4番、川村進君の質問が終わりました。

ここで、午後2時5分まで休憩をいたしたいと思ひます。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時 5分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、3番、山本朝英君の発言を許します。

3番、山本朝英君。

3番（山本朝英君） 3番、山本朝英です。ただいま、議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして、一般質問をいたしたいと思ひます。

まず、最初に、先の政権交代で民主党の時代になりました。その関係につきまして、何点かお伺いをしてみたいと思ひます。

この中で、国の事業仕分けでは、今後、町への影響はないのかというようなことで、最近、このマニフェストも随分ふらふらと総理大臣、幹事長から、皆さんもご存じのようにぶれておりまして、ちょうど通告書を書くころには、このような状況だったということで、ひとつご理解をいたしたい。

先の政権交代で目玉政策のいわゆる天下り廃止については、今も当初から同じなのですが、国民の多くが認めている。良いことをやったということのようですが、そのほかのマニフェストの中で、子ども手当などは扶養控除の廃止で表に出ていないマニフェストでございました。最近になって、所得制限を設ける案、あるいは、その財源が厳しいことから、各自治体や企業にも負担をしてもらう案についても論点になりうると財務大臣が申しておりました。

また、他のマニフェストの事業についても同様であり、最近、我々もそうですが国民すべてそうだと思いますが、先の見えない状況にあるかと思ひます。予想が不可能であるということでございます。その中で以下について、何点かお伺いをしたい。

まず、最初に、今後、実施予定のこの農業のまち訓子府における整備事業については、影響はないのかということでお伺いをしたい。

これは、関連も1本でございますので、続けてお願いするわけですが、この農業基盤整備の影響等についての中身ですが、答弁いただいてからでも結構かと思ひますが、今、取り組んでいる事業というのは、来年で完了するわけですが、中身的には、今後における事業についてお聞きしたい。

それから、2なのですが、道内各地で予定されていた農道整備、これはもう完全に仕分

けの中でストップがかかった。ただ、訓子府については、農道整備というよりも畑総事業の関係が多いというようなことから、そこには、影響しないのではないかというような話もありますが、これは、どのようになるのか。情報があればお聞きしたい。

また、町民も今、北海道横断自動車道は、どのようなことになっているかということも含めて、非常に町民の関心があるところでございますので、わかる範囲で答弁をいただきたいと思います。

3につきましては、この事業仕分けでは、1案件当たり数10分程度の限られた時間で、それぞれが議論をするというようなことだったそうですが、この仕分け人の中に、全く現場を知らない人たちが随分いたというようなことも報道されているところです。さらにまた、ある市では、やらせではないのかというような苦情も出ております。その関係で、農水省では、訓子府は農業の町として、ずっと現在まできているわけですし、これからも、この農業の町は、決して変わることはないと判断しておりまして、農水省の予算の中では、89の元は98ぐらいだったと思うのですが、時間が経つにつれ、要請運動などもありまして少し減りました。最近の情報では、89の事業が仕分けの対象になり、廃止や中止になっている。中には農道で、別海町かどこかだったと思いますが、もう橋桁までできているものにストップかけた。さらには、斜網地区のほうだったと思いますが、麦乾施設が中止になった。この麦乾施設というのは、今、きたみらいもやっています。「きたほなみ」だったと思いますが、新しい品種で3割くらい増種になるというようなこともあり、各地区でそのような問題があげられているのですが、これも止められているところがある。非常に農業へ大きな影響を与えているということでございます。この総体的な話の中で、少しふれさせていただきますが、農業所得補償として、戸別補償すると言っているながら、一方では、FTAを完全撤廃し、自由化をやりました。さらには、今、アジアを中心とする中国、韓国、あるいはアジア一体にかけたものも撤廃し、自由貿易圏にするというような話も裏では出ているそうですが、大変な時代が来るということは、町長もご存じかと思いません。単純に言いますと所得補償というのは、経費を差し引いた残りが所得だと我々は判断するのです。このマニフェストは違うのです。経費割れした分をやりますというようなことです。その中で、ある評論家がこのマニフェストは、ここで言っているかわかりませんが、言葉のマジックである。子ども手当、農業所得にしても、いい言葉のマジックである。マジックというのは裏がある。はっきり言って、ごまかしだという意味のことを言っていました。そんなことから、当初より不安や期待をもち、この政権交代に、我々は非常に関心をもちテレビや新聞を見ていたところなのですが、町長もこれらのことについて、もし、このとおりもし進むとするならば、訓子府の農業所得というのは、相当下がるのではないかというような見方もするのですが、そのことも含めて、4番目の町の総合計画への影響はないのかということで、この点について、お伺いをしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） まだ、非常にあいまいな部分もありますから、断定的なことというのは、限られた中身ですので、お許しをいただきたいと思います。

ただいま「国の事業仕分けは、今後、町への影響はないか」との4点のお尋ねについて、お答えをいたします。

まず、1点目の「今後実施予定の農業基盤整備に影響はないか」とのお尋ねでございま

す。現在、検討しております基盤整備事業としての次期道営畑総事業につきましては、今回の事業仕分けの対象となっておりませんので、影響はないと思われませんが、実施中の紅葉川の西富地区かんがい排水事業やタンノメム川の農業水利施設ストックマネジメント事業については、事業仕分けの対象となっておりますので、評価結果の「予算要求の縮減20%」のとおり国の予算が見直された場合は、何らかの影響が出てくるというように思われます。

次に、2点目の「現在進められている北海道横断自動車は、どのような状況か」とのお尋ねの点でございます。北海道横断自動車道網走線の足寄～北見間は、十勝圏とオホーツク圏との連携・交流の強化や地域振興の発展のために大きな役割を果たす重要な路線として、現在、整備が順次進められているところでございます。

しかしながら、現在の経済情勢や政権交代による公共事業政策の見直しと相まって、道路整備予算については「事業効果の早期発現の観点から、開通時期が近いもの、事業年数が短いものを優先し、原則として新規事業は行わないこととして、予算の縮減を図る」との国の方針が示されました。

このことにより、国と北海道が建設費を負担する新直轄方式の直轄国道として整備を行っている北海道横断自動車道網走線足寄～北見間については、本格的な工事が始まったばかりで完成までに時間がかかることから、来年度以降の予算額が縮減され、横断自動車道整備の進捗に影響が出ることが懸念されるところでございます。

次に3点目の「農林水産省の予算の中で89の事業が仕分けの対象となったが、訓子府が影響を受ける事業があれば伺いたい」とのお尋ねでございます。行政刷新会議ワーキンググループ事業仕分けの中で、本町が関係すると思われる事業と評価結果については「農道整備事業」の「廃止」、「かんがい排水事業」の「予算要求の縮減20%」、「農地・水・環境保全向上対策事業」の「予算要求の10%縮減プラス事務費削減」そして土地改良区やJAが事業主体となっております「農地有効利用支援整備事業」の「実施は各自治体の判断に任せる」の4事業で、事業仕分けの評価結果のとおり国の予算が見直された場合は、これも何らかの影響があると思われまます。

次に4点目の「町の総合計画への影響」であります。総合計画は「めざすべき町の将来像とその実現に向けた施策」を示したものでございますので、内容も多岐にわたっておりますことから何らかの影響はあるものと認識しております。

事業仕分けにおいて、総合計画を推進するに当たって欠かすことのできない財源であります地方交付税交付金が「見直し」対象に含まれていることもあり、今後の議論について注視していく必要があると考えております。

国の事業仕分けによる町への影響について4点回答いたしました。いずれも現段階では事業仕分けによる具体的な影響はわからない状況であり今後、情報の把握に努め、関係機関や町村会等とも連携を図り、むしろこれらの改革が町民の生活やまちづくりにとって良い方向で反映されていくように今後とも働きかけていく考えでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

3番（山本朝英君） この通告書をつくってから、非常に悩んだのです。もうかなり動いていますので、何を聞いていいかわからない。おそらく答弁するほうもそうではないか

と思います。通告書に基づきまして、町長にお聞きする。我々町民がどのように判断をしているのか。あるいはどのような心配をしているのかたくさんあるわけですから、あんまり突くと国の部分まで入ってしまうこともありますので、少し心配をしていたのですが、その中で何点かお伺いしたいのですが、今、かなり訓子府でも相当影響はすると思います。まず、基盤整備で、来年完了する畑総事業というのは、まず間違いないとの情報なのですが、まず、その点を1点お聞きしたいですし、来年の事業を待っている人たちも非常に心配していると思っています。特に、この基盤整備というのは、今年、全道的な大湿害で、多くの作物が影響を受けたということを考えますとこれを削るというような政府だともんでもないということを私も考えておりましたし、どうも今のところでは、まず間違いないとの情報なのですが、それで間違いないのかどうか。

それから、今の前段で申し上げましたように、畑総の後継事業として、2年か3年先になるのですが、来年終わるのだから3、4年になりますか。その期成会が立ち上がり、2回か3回目の会議をしているという情報を得ております。これらについて、まだ、今のところ削減されたという情報が先日まで入ってなかったのですが、この点についての最近の情報がもしあれば、もう少し具体的に伺いたい。

それから、これも先ほど話しましたように、一般農道と言われる農道整備は、単独事業なのだと思います。これは、全国的に廃止というようなことになり、別海町のほうで牛乳を運んだりする単独農道が完全に止まった。今後どうするかは、これから調整ということですが、畑総事業の中での農免道路といいますが、これは、まず外れていないという情報なのですが、実は、町長に再三、町長になる前の時から、随分何回か一般質問させてもらっているのですが、訓子府で残っている南7線の道路の話になります。これは、畑総と一体化した事業であれば、まだ、今のところは、農道という表現なのか。いわゆる生活道なのか。我々は、よくわからないのですが、まだ、基盤整備の中の部類を聞いてないという情報なのですが、まずこの点について、新たな情報が町長に入っていれば、伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 農林商工課業務監。

農林商工課業務監（村口鉄哉君） それでは、山本議員の4点のお尋ねについて、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の現在行われております2地区の畑総事業の状況でございますが、道のそれぞれ担当者等と機密に打ち合わせをしているところでありまして、多分、事業的には間違いないだろうというように現段階では聞いております。ただ、これも国の予算、それと道の予算がございますので、はっきりとした返答はできませんが、現時点では、事業年度の最終年度でもありますので、平成22年度に終了することで、現在進めております。

それと2点目の多分、工種について、次期畑総事業の内容は、どのようなのかというご質問かと思われま。まだ、そこまで詳しく国の事業仕分けを含め、検討がなされていないので、公的には何とも言えませんが、畑総事業は、先ほど町長から1点目の回答をしましたとおり、事業仕分けの項目として載せられていないこともあり、内容の詳細は、わからないということで、ご理解をしていただきたいと思います。

それから、3点目の次期畑総事業の期成会が何回か行われました。畑総事業の内容についてでございますが、まだ正式ではございませんが、今回、11月13日に開催され、最

最終的な取りまとめができており、その内容について、ご説明させていただきますと現在のところ総数で182戸、面積的な合計でございますが、1,676haがそれぞれ区画整理、暗渠、心土破碎、客土、それから除<sup>しよれき</sup>礫と今まで行われております畑総事業どりの工種で希望を取りまとめております。この事業量の総体の事業費としましては、一応、今行われている畑総の事業試算によりますと大体35億6,000万円程度ということで、現在、試算をしております。

あと4点目の農道整備事業に係る畑総事業の中での事業取り込みはどのようなのかとかいうことでございますが、農道事業整備については、議員ご存じのとおり道路整備単独の補助制度と道営畑総事業の農道整備事業があり、正式に言いますと3種類がございます。3種類のそれぞれ事業負担については、3種類それぞれ負担が違います。道営畑総については20%。それから基幹農道につきましては22.5%。それと一般的な農道につきましては25%ということで、それぞれ地元負担が変わっております。それぞれの事業によっても目的、農作物の流通系統の道路、それと単純に畑に関わる道路の整備です。それから簡易的な農道整備部分でいろいろございますが、基本的には3事業とも南7線については、整備は可能と考えられます。ただし、財源的な部分でいきますと一番有利なものについては、基幹農道整備事業がありまして、それは地元負担が22.5%。畑総事業よりも多いですが、その地元負担部分の財源補てんというのがございまして、畑総事業は、事業費の8%まで起債が対象にならない。ただし、この基幹農道は、22.5%のほとんどの部分が過疎債の対応ということで、現時点では、基幹農道が一番有利だと思っています。ただし、先ほど議員が言われましたとおり、現時点での事業仕分けとしましては、廃止ということでございますので、なかなか影響ある。ただし、畑総事業にも取り込めることということでございますので、ご理解をさせていただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

3番（山本朝英君） 何を聞いても、はっきり答弁ができない。こっちからも詰めていけないというような中で、大変こちらもぶれるのですが、農道整備等々についてはわかりました。この中で、先般、昨年ですか。聞いたように、来年で完了する畑総事業の河川用地の払い下げの部分も間違いなく対応できるのですね。この払い下げの分とそれが畑総事業にのるということも問題ないと解釈してよろしいのですか。少し変わりましたと言われたら、あと困りますので、もう一度お願いします。

議長（橋本憲治君） 農林商工課業務監。

農林商工課業務監（村口鉄哉君） 河川の払い下げの件でございますが、事業主体であります道の中部耕地出張所の担当といろいろ打ち合わせしている中で、常日頃からその部分については、間違いなく事業の中に入っていることを確認しておりますので、間違いのないということで、ご理解をさせていただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

3番（山本朝英君） 次に、北海道横断自動車道の話は、町長も自分が得た情報としても、多分、北見から網走までの道路が、計画されていないということで止まるとの判断だと思います。それからこちら側は、陸別までと判断でいいのですか。それとも陸別の境界までか訓子府管轄までは大丈夫と判断していいのでしょうか。その点も少しお伺いしたい。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（林 秀貴君） 今、ご質問のありました北海道横断自動車網走線の足寄、北見間につきましては、北見市の上常呂の西7号線から足寄までがその区間とされて延長が79 kmで計画はされておりますが、あと陸別の小利別から足寄間の51 kmにつきましては、国で当面着工しない区間として、今のところ着工していないということでございます。差し引きますと北見、陸別小利別間の28 kmが實際上、今、工事をやっている区間ということでご理解いただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

3番（山本朝英君） 少し、国も私も町もぶれると思っております。少しぶれていることを聞くところもありますが、分かる範囲でひとつ、町民もいろいろ聞きたいことがあると思っておりますので、ぜひお願いをしたい。

1つには、この通告書を出してから起きたことで、町長に早く入っていたと思っておりますが、この中に細かく入っていないのですが、最近、子ども手当の中で、先ほど少し冒頭で話しましたように、地方自治体や企業にも負担を願いたいというようなことを全国の知事会や自治体の中でも猛反対が起きているというようなことなのですが、もし、このままいくと我が町にも子ども手当の一部を負担することに今の状況ではなろうかと思っておりますが、この点について町長は、もし、そのようになった場合、考えていることがあれば、差し支えなければ伺いたいのですが。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 通告外ですから、少しご理解をしていただきたい。おそらく議員が気にしているように質問する側も答弁する側もまだ不明な部分が大変多いという中での答弁ですので、ここはご理解をいただきたい。総体として、今回の民主党政権に起きているさまざまな状況をまず私自身がどう考えるのか。それから、今後の進め方の問題を含め、大筋の考え方だけをお話させていただきたいと思っております。

私は、民主党政権が8月に民主党が大勝という形で野党の座から与党になっていった。その時に北海道新聞が、全道のおよそ180の市町村長にアンケート調査をいたしました。私の書いたことが何点かにわたり全道版で紹介されていますから、隠すこともないと思っておりますので、お話を1つはさせていただきたい。それは、1つはマニフェストによって、国民の願う願いが実現する。あるいは変えていく。実現可能なものという状況が新たに生まれてきたのではないかと思います。従来、公約という言葉がありました。マニフェストというのはイタリア語だと思いましたが、いずれにしても何らかの形で約束するということでもあります。国民のおよそ半数の人がこのマニフェストを何らかの形で支持し、得たのですが、残り半数は決して、マニフェストを全て正しいと思っているわけではございません。憲法や国の法に基づくものよりもマニフェストが優先させることは、私は思っていないと思っております。そう思っていない。しかし、最善の約束ですから、努力をするということでしょう。しかし、民主党政権は初めて政権の座についたということですから、相当いろいろな意味で動揺し、ぶれる。そして、混乱を招くということは、予想されると道新に書かせていただきました。それは9月の段階です。まさにそれが的中したということなのですが、しかし、我々は従来のようなお任せ民主主義や政治家に任せるだけでなく、政治家や評論家や批評家に終わるのではなくて、あらゆる団体、組織、議会、自治体も具体的な政策提言をしていかなければ、国の方向は、おかしくなるだろうとあえて書かせてい

いただきました。私自身は、その点で、今、ある意味では、様子を見ている状況もございませんが、具体的に新聞でも例えば幼保一元化や子育て支援の問題でも具体的に考えながら主張しているところでございます。

刷新会議で仕分けが行われました。議員もご存じのとおりであります。私は総体として、今までタブー視していた例えば、国立行政法人やさまざまな国の関係機関の不明瞭な部分の財源があるいは人的配置や天下りが国民の中に明らかになったという点では、非常にある意味では情報公開の原則で、優れた方法の1つであると思います。

しかし、そのことが例えば、象徴的なのはハツ場ダムの問題です。いろいろな道路の問題にしても、まさにもう少し地域に配慮する。あるいは物から人へと具体的なそのような人に丁寧な勧め方というのが、私は必要なのではないのか。まだまだ地方自治体の行政の6団体等の意見をこれから、まだやるという状況ですから、その点では、逢坂元二セコ町長を中心として、北海道で選出されている議員で言いますとかなり地域主義的な地域主権という言葉を使いながら、現実のものにこれからしていくということでしょうから、ある意味では期待し、ある意味では厳しく意見を求めていきたいと感じているところでございます。例えば、心配しましたように畑総事業であります。まだ、見えていませんが、国営の例えば、かんがい事業は、はなから20%切っているわけですが、今、例えば、湧別町は合併したばかりですが、今回の雨量や湿害の被害からいくとあそこの玉ねぎひとつをとってきても大変な被害状況でありますから、国営のかんがい事業とか畑かん事業というのは、町の緊急、しかも急を要する事業と聞いております。しかし、それもなかなか見えない。20%をはなから切っているということは、その20%は従来の無駄を省く20%なのか。そこのところもまだ見えないということですから、私たちは、冒頭申し上げましたように、さまざまな提案、要望を積極的にあらゆる団体、機会を通じて、私は今主張していくべき時ではないかと思っています。高規格道路も畑総事業も私どものほうは、既に予算の積み上げをしています。例えば、道営の畑総事業の南部でいくと5,300万円。それから東部で言うと4,100万円。西富かんがい排水でいくと1,215万円等の予算組みの準備を進めております。もちろんそれは、従来の補助事業を見込んでいますし、ご心配いただいた常呂川河川用地の40数件の農家の方については、ほぼ全員の方が土地購入のお金を現金払いしたようでございますので、これは粛々と進めさせていただく。

しかし、やはり国が20%。国営事業で20%を切っているわけですから、影響は出てくると思いながらも、農家にとっては、この基盤整備事業というのは、極めて大事だということをこれからも主張していく立場ですから、ここの点では、議員と同じでございます。

さらに、子ども手当が町に求められたらとしたら、国が決めたら払わざるを得ないのかもしれませんが、その前にやはり地方重視で交付税をきっちり要望させていただく。これはもう当然のことです。少なくとも10年前までに戻せという主張をしていかなければなりません。

さらに一個人としては、子ども手当を月額36,000円ほどお払いするということは、それはないよりはあったほうが良いのですが、国のやる政策として、それが本当に必要なかどうか。私は、逆に言うと今、幼保一元化も具体的な話をしていっていますが、全ての子どもが安心して保育所に入れ、子育てができる環境を制度的に確立することを国がやるべき

ことの優先的なことではないかと感じているところですから、果たして、それをおいても財源がない中で36,000円を平等にお支払することが本当にいいかというのは、これもまた国民的な議論を抜きにして、自治体に負担を求めるとことについては、私は一人の町長としては、反対してまいります。子ども手当そのものは反対ではございませんが、やはり主張を自治体の長として、やはり言っていかなければならないだろうと思います。年明けのこれからが、22年度予算案のある程度の決まりを12月下旬が目途というように聞いていますから、年明けになるかもしれませんが、これを議論をしてまいりたいと思います。

ごめんなさい。36,000円と言いましたが少し大振る舞いを振るいました。26,000円の間違いです。失礼しました。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

3番（山本朝英君） 大変素晴らしい町長の意見も含めてお聞きした。ありがたいと思っています。我々も全くそのとおりでございまして、今、町長が言われたような方向に今後ぜひ向いていくこととこの制度が安定するまで、少し大変な時が来ると思います。ぜひ町長には、上に向かって声を大にし地方自治体の声を上に通していただくというようなことをぜひ努力していただきたいと思います。

最後にもう1つだけ、話をしておきたいと思っているのですが、所得補償の関係です。この町の総合計画と少し関連するので、お聞きというのか、自分の考えを述べて最後にしたいと思いますが、実は、所得補償の今までの情報で、内地の水田地帯の小さな規模のところを基準にしたようであり、しかも、二毛作も三毛作もできるようなところを1つの案。そこから始まり、全国一律米があるということで動いたそうですが、先般、農林政務官がテレビの中で、いろいろな評論家の人たちに、このやり方は相当マイナスになると提言をされ、大半がそうだったのですが、その中で、確かに専業農家の地帯というのは、いわゆる安定経営をされているのか、しているといいますが、そのようなところには経営がほど遠いというのか、差がすごく付くと政務官も認めていました。これからそのような差がついて、大きな影響があるのはわかる、その差を詰めていきたいとテレビで報道がありました。大変どこの自治体、農業団体からも猛反発が起きており、一気にやられたら農家をやれなくなるという声もあるのです。ぜひ、町長の考えがあれば伺っても結構ですが、町長もぜひその点を少し北海道の農業、食料が基幹産業でございますから、そのことにつけて、ぜひ上に向かって、北海道農業、食糧危機が守れるように、ぜひ声を出し先頭切っていただきたいと思っております。どうかその点をぜひお願いし、また町長から考えがあれば、伺って私の質問を終わらしていただきます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 総体的な答弁ということで、お許しをいただきたいと思えます。まさに農業の町、訓子府ですから、声を大にして、国や関係機関に自治体の町長として、主張していくということは、従来にも増して変わりがないところでございます。先般の谷本農業委員会会長が来られて、農地法の改正の時にもお話をさせていただきました。耕作者中心の農地法がある意味では、企業も含め参入をしてくる。今、状況の中で、私たちの日本の農業のありようは、小作人という言葉すら消えていった新しい時代です。それは、

評価すべき点は、たくさんありますが、地域農業を基本的にお守りする農家の方と共に地域農業発展のため、全力投球していくことについては、変わりございませんし、ホクレンの飼料工場の統廃合の問題や農業試験場の独法化の問題にしても、私は、地域農業を支えるという1点を抜きにして、その存在価値はないということを知事にも申し上げたり、ホクレンの会長にも申し上げながら、何とか発展のためにお力添えをいただきたいとお話をしているところでございます。つい先頃までは、品目横断が随分話題になりました。そして今、民主党政権は所得補償の話をしています。これは今、米を中心にしながら、所得補償の話をしているところですが、まだこれも見えない。議員が言われたように所得の考え方にとっても、まだまだずれがあるようでございますが、共通して言えるのは、私個人は、国が農業に対し、基本的に永久で安心、安全することができ、若者たちが農業を続けられていくような農業政策が、我が国政にはまだないのではないかといいくらい、対策、対応政策というのが少なすぎるのではないのかと改めて、農家の方たちが安心していけるような農業政策をきちんとやはり訴えていきたいし、声を届けていきたい。特に、EPAやあるいはFTAです。私どもの青年がこの間、オーストラリアから2、3日前に帰ってまいりましたが、その規模や内容からいっても、こんな農業が入ってきたら、うちの酪農家は、たまったものではないということも含めて、実感として感想を昨日、私のところに届けてくれました。これも農業団体やあらゆる機関と一緒に、地域農業を守るために声を大にしてまいりたいと考えているところでございます。

ずれますが、例えば、最近で言いますと文部科学省で所管する耐震事業を私どもは肅々とやらせていただきました。平成22年度は、国の財源で経済対策も活用しながら、体育館の耐震を進めるところでございましたが、3分の1をはなから切られているということで、事業診断と実施計画の中で、数字の誤差が生じてまいりました。すなわち、1,000万円しか用意していない補助を2,000万円の事業費になったら、2,000万円の補助金を出すのが当たり前でないのかと言う私の主張に対して、1,000万円しか枠がないのだということでございました。これは、文科省に直談判をしてまいりました。私どもの主張を理解していただき3分の2になり、そして、全部、従来通り認めるということの内示をいただいたところでございますが、一つひとつの具体的な中で、やはり私はもちろん幹事長を通じてということもあるようでございますが、地元の声を省庁やあるいは北海道にきちんと届けるということも私は後退させてはならないと感じているところでございますし、さらに先般、善行会の管内善行表彰がございまして、私どもの福祉友の会が日本善行会網走支部から表彰になりました。その時に、松木代議士と一緒することがございました。この場で言っているかわかりませんが「町長任してください。大丈夫ですから、心配はいりません」と強い意見をいただきましたが、本当に大丈夫かどうかの確認も含め、北見市長と置戸町長や美幌町長も一緒に年明けには、具体的に膝を交えて要望する時期があったらお話はさせていただきたい。ありとあらゆる方法を通じながら、町民の皆様の期待に後退しないように最善の努力をまいりますので、いろいろな方々のお力添えを切にお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

3番（山本朝英君） 大変、町の姿勢をはじめ、町長の腹の中をしっかりと聞かせていただきました。今、政治がぶれているという中で皆、不安でどうしようもならなく、ぶつけ

るところがないという時でございます、このように町長や町の話の聞くとおそらく皆、安心するのではないかと思います。今、町長が言われたように、今度の政権については、全て幹事長の窓口を通さないといけない状況でございます。事情はともあれ、地元、訓子府のために、しっかり狂わないように先を見据えて努力をさらにしていただきたいと申し上げて、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（橋本憲治君） 3番、山本朝英君の質問が終わりました。

ここで、午後3時5分まで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時 5分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を継続いたします。

次は、7番、工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。それでは、これから私の一般質問を始めたいと思います。一般質問の通告書に従いまして、今回は1件の質問となっております。

国民健康保険会計の現状と今後の運営についてということであります。

本町の国民健康保険会計は、特に、平成19年度より医療給付費の増加と国保の財政調整基金の取り崩しによる基金残高の減少によって、大変厳しい会計状況になっております。

このようなことから、平成20年度より国保会計の財源補てんを目的として、一般会計より法定外の繰り入れを行っているところであります。

この度行われた「まちづくり懇談会」においても、国保会計の現状と平成22年度に向け健康保険税の引き上げを検討しているとの説明があったところでありますが、これらを受け、次の事項について、町長の見解を伺いたいと思います。

まず、1番目です。国保会計の平成21年度決算見込みはどのようになっているのかお伺いいたします。

続きまして、2番目、国保会計における近年の滞納状況とその原因をどのように見ているのか伺います。

併せて、平成19年度と平成20年度滞納者の所得階層別割合はどうなっているのかお伺いいたします。

続きまして、3番目ですが、先般、実施されました「まちづくり懇談会」において、平成22年度に向け、税の引き上げについて、説明があったところですが、この提案によって国保会計がどの程度改善されると見ているのかお伺いいたします。

併せて、被保険者に及ぼす影響についてもどう見ているのかお伺いいたします。

4番目です。本町の町税条例第166条を適用し、国保税の減免を行った事例の有無についてお伺いをいたします。

続いて、5番目です。今後に向けて、町税条例第166条の減免条例を拡充し、町民の生活実態に即した国保税の免除、あるいは軽減措置をしっかりと実施することが、国保制度のもっている本来的役割の発揮とさらには、国保会計における滞納世帯の発生を未然に防ぐことにもつながるのではないかと考えるところでありますが、町長の見解をお伺いいた

します。

以上であります。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、国民健康保険会計の現状と今後の運営について、5点に渡ってのお尋ねをいただきましたので、答弁をさせていただきます。

まず、1点目の「国保会計の平成21年度決算見込みはどのようになっているか」とのお尋ねでございます。近年の医療技術の進歩や高齢化社会と相まって、過去5年間を見ましても、保険給付費総額いわゆる医療費が毎年上昇し、加えて各種拠出金、特に老人保健拠出金の支出金額も高額で推移したことから歳出予算が大きく膨らんでおります。

国保会計につきましては、支出額に応じて収入額を確保しなければならないという点が一般会計とは異なりますが、支出額は被保険者の医療需要に応じて変動するものであり、収入が少ないからと言ってこれを抑えることができない会計であります。従って毎年度予算を的確に推計し、保険税率の改正を行うことが必要となる訳ですが、安易な保険税率の引き上げは、長引く経済不況の中にあっては、未納額を増やすことになり、結局は増収につながらない状況も心配されますことから、税率の引き上げを見合わせて、財政調整基金の繰り入れにより財政運営をしてきたところでございます。議員もご承知のとおり、平成20年度にその基金が底をつき、平成20年度の財源補てんを目的にやむを得ず、議会のご同意をいただき、最終的に約800万円の法定外の一般会計からの繰り入れを行ったものであります。

平成21年度の決算見込みにつきましては、歳出の医療費の伸びはこれから感冒等の流行期を迎え、予測が非常に難しいところではあります。今のところ年度当初の予測より若干ではありますが落ち着いている状況であります。

しかしながら、歳入の国保税については、農業所得をはじめ給与所得等の落ち込みにより当初予算対比で大きく下回り約700万円程度の税収不足が見込まれているところでございます。

このことから、平成21年度に予算措置をした法定外の一般会計からの繰入額2,400万円全額を充当しなければならない大変厳しい決算見込みとなっているところでございます。

2点目の「国保税の滞納状況とその原因をどのように見ているか。併せて、平成19年度、平成20年度滞納者の所得階層別割合はどうなっているか」とのお尋ねですが、国保会計の財政健全化を図る上でも国保税の収納確保は重要課題と認識しているところでございますので、また、負担の公平の観点からも収納率向上に向けて努力しているところでございます。

しかしながら、国保税の現年度分の収納率は低下傾向にあり、平成20年度の現年度分の収納率は97.11%で前年度比0.95%の減でございます。平成20年度末の滞納繰越額は約3,500万円となっているところでございます。

これらの原因としましては、長引く経済不況による所得の減少や借金などによる他債務の支払の優先、子どもへの仕送り、さらには納税意識の低下などさまざまな要因が考えられます。

いずれにしましても、国民健康保険が果たす役割、目的を納税者にご理解をいただくと

ともに、徴収活動の充実を図りながら健全な国保財政運営のために収納率の向上に努めてまいります。

次に、滞納者の所得階層別割合であります。所得の算定にあたりましては、納税義務者及び国保被保険者の所得で算定しておりますが、擬制世帯主以外で世帯員に他の医療保険に加入している者がいる場合には所得に算入しておりませんのでご理解願います。

それでは、所得階層別割合であります。平成19年度分は50万円未満が28.8%、50万円以上100万円未満が11.0%、100万円以上200万円未満が35.6%、200万円以上300万円未満が16.4%、300万円以上が8.2%であります。平成20年度分は50万円未満が27.1%、50万円以上100万円未満が7.2%、100万円以上200万円未満が31.4%、200万円以上300万円未満が28.6%、300万円以上が5.7%となっております。両年度ともに200万円未満の世帯の割合が高くなっているというところでございます。

次に、3点目の「平成22年度に予定している国保税の引き上げにより国保会計がどの程度改善されるのか。併せて被保険者に及ぼす影響は」とのお尋ねですが、平成21年度の決算見込みを基に平成22年度の国保会計の予算見積もりを作成しているところですが、現段階では約3,600万円の歳入不足が見込まれており、国保税率の引き上げをしなければ、この不足額全額を法定外の一般会計からの繰り入れをしなければならない状況であります。

国保制度自体に問題があるとは言いまして、全てを一般会計からの法定外の繰り入れをすることになれば、結果として、国保加入以外の町民にも国保税を負担してもらう形となり、このことは、国保加入以外の町民の理解が得られないことから、町民的議論が必要と考え、5月から6回シリーズで国保の現状を広報誌でお知らせしたのをはじめ、12月の1日から3日間、まちづくり懇談会で町民の皆さんに国保の厳しい現状を説明し、国保税の引き上げについてご意見を伺ったところであります。

国保税の引き上げについては、管内全市町村の国保税の一人当たり負担額のランキングによりますと本町は基礎賦課額分が高いほうから4番目、後期高齢者支援金等賦課額分は高いほうから8番目、介護納付金賦課額分が高いほうから10番目と国保税を構成する3つの区分全てが高いほうから数えたほうが早いという、管内的にも高額な国保税額になっていることから、特別会計の独立採算制の原則があるとは言え、不足する全てを国保税率の引き上げで賄うことは相当な負担増になりますことから、せめて3分の1程度の1,000万円については国保税率の引き上げにより賄うこととし、残りの約2,600万円については、法定外の一般会計からの繰り入れにより賄うことを検討しているものでございます。

具体的な引き上げの内容としましては、2本立てとなります。

まず、1つ目として、平成22年度から国の法定限度額の引き上げが予定されておりますことから、本町においても国に合わせ、基礎分で3万円、後期高齢者支援金分で1万円、合わせて4万円を引き上げ、限度額総額で現行の69万円を73万円に引き上げることとしております。

なお、国では、この法定限度額の引き上げについて、中間所得者層以下の負担軽減を狙ったものであるとしておりますが、最終的には協会けんぽ並みの82万円を目指して引き

上げを検討しており、仮に毎年度引き上げていくと6年程度かかる見通しであることから、国と同時期に足並みを揃えて限度額の引き上げを実施していこうとするものであります。

それから2つ目として、この法定限度額分の引き上げだけでは1,000万円には届かないことから、低所得者層等に配慮しつつ、基礎分と後期高齢者支援金分の所得割を0.2%程度引き上げることにより、法定限度額の引き上げと合わせて1,000万円を確保しようとする中身であります。これは平成21年度の当初賦課時点での所得を基に算定した場合の引き上げ率でありますので、平成22年度の当初賦課時点での所得の状況等によりましては、変動する引き上げ率であることをご理解いただきたいと思います。

この税率引き上げによる被保険者への影響についてですが、所得金額が0円の世帯では影響はございません。所得100万円の世帯で年額2,700円程度、所得300万円の世帯で年額10,700円程度、所得500万円の世帯で年額18,700円程度、所得700万円の2人世帯で26,700円程度、所得700万円の4人世帯で43,400円程度となる試算でありまして、高所得者層の負担は増えることとなりますが、低所得者層に十分配慮した内容となっております。

また、今回の税率引き上げにより国保会計が直ちに改善されるものとは考えておりませんが、国民皆保険の最後の砦であります国民健康保険会計を守り、継続運営するための税率引き上げと考えているところでございます。

いずれにしましても、国保税の引き上げにつきましては、平成22年度に向けて議員協議会等で議員の皆様とも議論させていただき、最終的に決断して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に4点目の「町税条例第166条を適用し、国保税の減免を行った事例の有無」とのお尋ねですが、国保税の減免につきましては、平成19年度、平成20年度分の国保税において、矯正施設等に入所された方。さらに、後期高齢者医療制度の創設に伴い社会保険の被扶養者から国保に移行した旧被扶養者1件に対して、平成20年度と平成21年度分の減免を行っております。

次に5点目の「減免条例の拡充」のお尋ねですが、国保税の減免の適用にあたりましては、減免の明確化を図るために、平成20年4月に「訓子府町国民健康保険税減免取扱要綱」と「訓子府町国民健康保険税の旧被保険者に係る条例減免取扱要綱」を策定し、これにより減免を行うこととしております。

特に「訓子府町国民健康保険税減免取扱要綱」について概要を説明させていただきますが、被保険者等の負担能力が著しく低下したことなどから納付が困難であると認められた者に対して減免を行うものであります。対象範囲は、納税義務者が災害等により生活が著しく困難になった場合、その他特別な事情がある者としては、納税義務者又は世帯の生計を主として維持する者の死亡や重大な障がいを受けたことなどで生活が著しく困難と認められる場合、さらに事業の休廃止、失業や干ばつ、冷害などによる農作物の不作による所得が前年より著しく減少した場合などに、収入見込みに応じて所得割を50%から全額の範囲で減免するものであります。

また、均等割、平等割の減免につきましても、その納付が困難な場合は、7割軽減額と同額まで減免できることとなっております。

概要についてご説明申し上げましたが、ご質問のありました減免の拡大につきましては、

当面はこの要綱により適用してまいりたいと考えておりますが、他の税との整合性や税の負担の公平性を保ちながら適切に取り扱っていかねばならないと考えておりますのでご理解賜りたいと思います。

以上、お尋ねのありました5点について、お答えさせていただきましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 今、5点についてのお答えをいただいたわけですが、まず、はじめに、何点が再質問になります。今日、最初の一般質問の中の川村議員の質問とも多少かぶってくるというか重なる部分も若干あるわけなのですが、1つは、やはり最初に質問しました1番、2番の中で、本当に今、国保の状況が大変になっているというのは、本当に私も思っていますし、もちろんそれを事務的にも扱っている職員の方々も十分その中で苦慮されていることだとは思いますが。ただその中で、1つは、やはりどうしても大変さをどう改善していくのかをこれからの論議となる時に、1つは、やはり納付率いわゆる収納率の問題といわゆる未納の問題を常に考えていかねばいけないのではないのかという私の考えであります。考えというよりも、やはりそこをまずどう見るかというところが、1つ現時点で先を見る前に考えなければいけないこととしてあるのではないのかというように思っています。その中で思うのですが、先ほどのお答えの中にもありましたように、この所得階層ごとの未納の状況がお答えであったわけですが、極めてやはり、低所得、低収入の世帯がどうしてもその状況に陥ってしまう。いわゆる未納者イコール悪質論、あるいは悪者論ではなくて、いわゆる払える能力が本当にあるのか。あるいはそれに耐えられる保険料となっているのかどうかというところに、今一度立ち返る必要があるのではないのかというように、先のことよりもまず、現実の問題で考えていくことが必要ではないかというように思っています。先ほどからありましたように、いわゆる滞納世帯で多いのはやはり200万円以下。特に、収入が100万、所得が100万円。その前後から非常にそのような状況に追いやられていくというところを考えますとやはりそれは、明らかに悪意をもって払わないというのは、それは論外でありますから、それぞれそれなりに大変であります。徴収努力もお願いをしなければいけないのでありますが、払える能力を超えているものに対する徴収のあり方というのは、今一度ここで考えていかねばいけないのではないかと考えております。それは、1つは、例えば100万円の所得世帯が、どうだという実例から若干こちら側で試算したというか、考えた部分なのですが、100万円所得の世帯で仮に、夫婦、子ども2人の世帯だとするといくらの国民健康保険料が払われることになっているのか。この健康保険の料金、保険税の算出というのは決まっていますので、それに基づいて試算してみますと非常に極めて簡単にできるのですが、例えば、100万の所得の方であれば、概ね100万円の所得ということになれば、年収で170万円あるかないかの世帯だと思います。その方たちがどれだけの国民健康保険税の負担をということになりますと例えば、医療分でいきますと恐らく14万円弱の負担になるだろう。医療分だけです。それから、いわゆる後期高齢者支援分として考えますと2万5,000円。そこは、あともう1つ介護分というのがありますが、介護分というのは、40歳以上の方に関わるものでありますが、仮に40歳になられるご夫婦であれば、それに準じて、やはり2万5,000円程度の中身になっていくだろう。合計でどの位かかるかといいま

すとやはり約20万円近い国民健康保険税の負担ということになってはいかないかということ。これが仮に200万円の世帯ではどうかということになると200万円の世帯で、これも単純計算であります。いろいろな状況もありますから、一概にはいえないところもありますが、200万円の世帯は、おそらく収入でいきますと310万円程度、300万円ちょっとになると思います。その程度のところが200万の所得になると思うのですが、ここも同じように家族4人の換算でいきますと約33万、34万円を超えるぐらいの保険料になっていくのではないかと思います。そういう実態の中で保険料は、果たして、先ほどから町長のお答えにもあったように、大変厳しい生活状況の中にある人たちが、能力の限界を超えていないのか。そういうものになっていないのかなというところもやはりぜひ考えていただきたい。恐らく考えてはいるのだと思いますが、今一度、考える必要がないのかというように思います。それが、いわゆる徴収に当たる苦労される職員の方々のことも含めて考えるとやはりその中で、どのような対応が必要になってくるのかということも見えてこないのかというように思います。その面で行きますとまず、町長にもお答えいただきたいのですが、現在の制度、仕組みの中で出てくるいわゆる負担の問題です。これが特に、低所得者に関わる負担が高いと感じておられるのか、妥当と感じておられるのかについて、その認識と考え方をお聞きしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 今、例えば、所得階層で100万円の人たちが、合計でいくらとなり、それから200万の人がどれぐらいの影響で、国保税を払っているのか。また、それは高いのか安いのかと言え、私自身は生活の中で、このような医療費や介護保険等々を含めていくとある意味では、低所得層の人にすると決して安くはないと言わざるを得ないであろうと思います。

しかし、その負担分の国保税のやりくりをどこが行うのかといった議論に立ち返りますと私は町が行うのが本当にいいのかという議論が必要だと考えているところであります。例えば、議員もご存じかもしれませんが、この国保の改正は、1984年の昭和59年、今から25年前に実は行っております。その頃の国保の負担率で言いますと45%から38.5%に国の負担率を削減したという経緯がございます。現状では、まちづくり懇談会でもお話しておりますが、国が36%、道が4%、税が30%、窓口での個人負担が30%でございますから、やはりこの制度というのは、国の負担率を少なくとも戻すことであり、あるいは皆保険でございますから、国が責任を持って低所得者層にも配慮した制度に立ち返るということが今、私は必要なのではないかと認識しております。今から1年前と言いましょうか、2年前ですが、実は、国保税の滞納世帯割合というのは、私が入手した厚生省の資料では、およそ20.9%、5分の1の人です。うちの町は、90何%ですから非常に納入率が高い。しかし、全国的なことを見れば、このような状況と考えるとやはり一自治体で、この問題が本当に解決できるのかということをおり非常に議論があり、制度的に考えていかなければならない状況であると思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 制度的、仕組み的に非常に問題がある。改善しなければいけないというのは、この町村レベルだけの問題でとどまらない。1つは、やはり国庫支出金の問

題です。その歳入に占める割合が、当初は約50%近くあったものが年々減少し、今では30%を切るぐらいの中であって、各町村が国保、そして、被保険者の環境も大きく変わっている中で運営をしていかなければいけない。その大変さというのは、今、町長がお話になったとおりだと思います。ただ問題は、その中であっていても、日々毎日生活している町民にとって、特に、病弱、病気を抱えている方、あるいは病気を本当に心配しながら生きなければいけない方たちにとって、やはり国保というのは命綱であり、それを言ってみれば払うことが非常に困難、いわゆる負担能力を超えたものをお願いしながら、さあ何とかしてくださいという議論をそのまま進めていくことでは、やはり解決できない。あるいはもっと言えば、地方自治法にのっとってどうなのかということ。あるいは憲法25条にのっとってどうなのかということさらには具現化するというのか。それを実際のものとしていこうとした時には、やはりそれなり的大変さを抱えながらも町村としてやらなければいけないことということが出てくるのではないかとということも合わせて考えているところでもあります。

そのことからいきまして、もう1点、この滞納では、1、2点の質問をしたいのですが、先ほどの川村議員の答弁の中でも、公平性の問題ですが、これは先の議員の答えだけではなくて、一般に町税の問題等々含めて、公平性の問題がよく言われるのでありますが本当にわかります。やはり町税に当たる側からしても、それは公平にやらなければいけない。それは当たり前であります。ただそこで、特に、徴収業務に携わるあるいは地方自治体としてあたる時には、徴収する側の論理としての公平性だけで、本当にいいのかという問題が少し感じるところであります。それは何かと言うとやはり地方自治体というのは、いろいろな人たちが寄り集まって、いろいろなさまざまな境遇、環境、いろいろな生き方も含めて、違った存在の中で、本当に皆が公平、公正と一緒に同じような境遇で生きてきたのか。あるいは生きてこられたのか。あるいは生きているのか。生活しているのかということにやはり結びつけてみなければいけない部分もあるのではないのか。そのような思いもいたします。そのような面から負担能力は、いわゆる本当の妥当な負担能力に合致するような保険行政でなければいけないのではないのか。本当にそのようになってこそ、公平な地方自治というのか自治体のあり方として、なっていくのではないかと思うわけですが、その公平性という部分での町長のさらなる見解と伺いますか。考え方等について、お聞きしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 税の徴収にあたっての公平性の問題については、基本的には公平でなければならない。

しかし、税というのは、状況によっては、公平でない場合ももちろんあります。これは、わかりやすいですと子どもさんのおられない人からしてみると教育に金を使うことは、子どもの教育にお金を使うというのはどうなのかと言えば、それは公平性とは言えない。

しかし、やはり全体として責任を持つという点で、自治体や国や北海道などの役割というのは、あるのではないかということでもあります。今、別表であげている国民健康保険税の減免取扱基準、先ほど条文上で申し上げましたが、所得が半分以下になったとか。あるいは納付義務者が大変、災害等で厳しい状況になった。これは、近隣の大筋、この北見地方の1つの基準であります。ここを改めて、さらに町長が認める減免措置を講ずる基準の

所得割を下げれということは、私は町民的なあるいは議員の中での議論が必要だと思います。いずれにしても、減免することによって一般会計から繰り入れしていかなければならないという現実です。今回、3,600万円の赤字を国保はもう既に予測されている。1,000万円だけでも負担をしていただきたい。もっと言いますと昨年の定例議会で、一般会計から繰り入れすることは、ある意味では地方自治体としてのひとつの姿勢の問題として、福祉優先ということは、理屈上、理論上では理解できる。

しかし、そのことが町民的なコンセンサスが同意の議論を経て、額を決めるべきではないのか。現時点では、平成22年度の国保会計当初予算は、従来どおり、一般会計からの繰り入れでこれは出します。

しかし、実際に始まるのは、夏でございますから、途中で条例改正等の必要が出てきた時には、条例の提案をしなければいけない。国保税の改定をこのまま例えば、1,000万円部分をお願いするとすれば、国保会計の審議会、さらには、まちづくり懇談会、そして、議会の中でもこうして今、議員が言われた減免措置のもっと柔軟性をとる。低所得者層に配慮した減免措置が本当に公平、平等で福祉優先と言えるかどうかという議論も含めて、私は町民的な議論の中で、平成22年度の予算で皆さんで議論し、皆で決めていきましょう。町は、3,600万円のうちの1,000万円を町民の税負担をお願いしたいという立場で提案するところでございますが、議論をしていただきたいと思うところでございます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 今、減免のほうに少し話しが移っているわけですが、減免関係の条例、166条も含めた減免は、もう少しあとにしたいと思うのですが、もう1点は、滞納の問題です。いわゆるその取り扱い等々についての関係で、もう1点だけ少しお聞きしたいというのか、このようにできないものかということも含めてなのですが、これは、20年度の決算書あるいは毎年度の決算書の中でも出てはいるのですが、地方税法の15条の7でしたか。いわゆる自治体の長の権限。これは地方税法であれば、自治体の長の権限でいわゆる滞納がなかったこととするような制度で、20年度も、ど忘れしたのですが、2、3件、その制度を適用した経過があると思うのですが、これは非常に緊急かつ大変な状況におかれている実態を見ながら、当然、適用していかなければいけない問題であります。この地方税法15条の7の適用についての考え方をもう少し積極的にやっていくという考え方はないのか。いわゆる不納欠損処理の部分にあたると思うのですが、これについては、検討したことはないでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） 地方税法ですが、今、手元にありませんが、15条の7ということになりますと執行停止だと思いますが、その分につきましては、昨年度、20年度も数件やってございます。その部分で、この中でも一応その要件としては、財産がない。そのほか生活困窮、居所不明、納税の義務の消滅という形で取り決めされていることとなりますが、これは私どもが訪問し、徴収したり、納税相談を受けている中で、生活困窮であれば、生活保護を受けたということになれば、これを対応するというようなことでは進めてございます。そのようなことで、今後も納税相談等をこまめに行いながら、これがもし該当すれば対応していくというようなことになろうかと思っております。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） この15条の問題なのですが、これは単なる地方税法の15条がこのように形で処理しなければいけないということだけではなく、言ってみれば、その自治体の長の義務というのか。これを怠ることがある意味、違法とまでは言っていないのですが、やはりそれだけ、町であれば町長に、やらなければいけないことですよ。いわゆる強制力を持った法というように私はとらえています。今、課長もお話されましたが、この要件としては、いわゆる滞納処分を中止するということになるのでありますが、執行できる財産がない時、あるいは処分を執行することで、その人の生活を著しく困窮させる。いわゆる生活を路頭に迷わせるような状況になったり、あるいは納税者がいわゆる財産と共に不明となるという時には、これが適用されるということになるのですが、いずれにしても、この部分の適用については、町長として、いわゆる自治体の長として任されている。単に法律があるというだけではなく、先ほどから言うように、やはり自治体の長としての権勢<sup>けんせい</sup>の意味も含めた強制力を持ったものでもあるというようにとらえていますので、ぜひこちら辺も果たして本町にとって、その滞納者あるいは滞納繰越の中に、そのような状況があるのかないのか。これは非常に精査しなければいけないこともありますが、そのような状況と対応も考えながらあたっていただきたいというように思っているところが1つあります。

それでは、時間の関係もありますので、町税条例の関係に入っていきたいと思います。町税条例の166条について、質問の4番、5番に関わることですが、先ほど町長からも平成20年9月に取扱要綱などという話がありまして、それを基にいろいろやっているということも含めて、お答えいただいたわけですが、その前段のお答えの中でも、いわゆる条例適用での減免をしたというのは、やはりあまり過去に例がない。なぜ、これだけ特にこの近年、先ほどから言われていますように、未納額が増え、滞納繰越が年々増えていく中で、この166条が動かないのか。なぜなのかという思いがいたしますが、この点について、考え方をお聞きしたい。これまでの経過も含めて、お聞きしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） 町税条例166条の減免の関係でございますが、これの適用が少ないということでございますが、先ほど町長から答弁しましたように、所得が著しく減少した場合ということでございまして、中にはこれに該当する方もおられますが、その方についても納付している人ももちろんおられますし、それから細かくその辺の分析というのはしてございませんが、中には、もしかしたら所得が減少した方もおられますが、それは納税相談等がございました。例えば、該当すればそちらのほうということになりますが、ただ、なかなか滞納の部分で辞めたということになるとこれがわかるという部分もなかなか会社を辞めたということが私どものほうでつかみにくいという部分です。それから、ずっと何年か滞納している方は、そこに訪問しますので、その部分ではわかるのですが、新規で出てきた方については、なかなか会社を辞めたとか病気になったとかということがつかみづらいということがございますので、その部分では、納税者から納税相談でもあればわかるということになりますが、これが納期限の前に申請をするという形になりますので、そのことで納期が過ぎてから、この事実がわかるということももちろん出てきますので、なかなか実際には、把握をしにくいというのが現状だと認識しております。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 確かにそのようなこともあろうかと思えます。ただ思うのは、これだけ大変な人たちが、この本町においてもいわゆる収入の少ない人、そしてそれによって、国保あるいは国保だけではなくて、このような滞納をせざるを得ない人たちの問題をどうするかということから考えると一般の私的な企業とはまた、あるいは単なる私的なサービスを受ける。その部分とは違い、自治体としてやらなければいけない、取り組む構えというのは、やはり非常に大切になるというように思います。あえてお答えいただきたいのは、少し具体的になりますが、例えば、この166条の中に、災害等の問題もありますが「貧困により生活のため公私の扶助を受けるもの」ということになってはいますが、この公私の扶助として、一体どのようなものが公私の扶助として、ここに規定されている中身になっているのか。少しお伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） 166条の「貧困により生活の公私の扶助を受けるもの」ということですが、これにつきまして、考えられるのは、国保に加入していて、そして、生活保護を受給したということになれば、税はそのまま残っておりますので、その部分で、これは先ほどの納期前ということもありますが、納期前申請というのが原則ですが、その辺を考慮しながら、対応するという事でも出てこようかと思えます。ただ、あと具体的には、あまりケースもございませんが、今言いましたのが、ケースとしては、過去にはあったというように思っております。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） この分について、自分なりに調べた経過でいくとここでの公私の扶助というのは、今、課長がお答えいただいた部分プラス、例えば就学援助を受けている方。公の扶助の部分でいきますと就学援助。あるいはそれに類する公的なところから、いわゆる生活が大変であり、あるいは高齢者、障がいを持っている。そのような形でさまざまな扶助制度、措置を受けている方。そのようなものがいわゆる公私の中の公の扶助の部分です。私的な部分でいくとこれは私的な扶助ですから、例えば、本当にその家の誰かがたまたま大変な状況になり、じいちゃん、ばあちゃんから仕送りを受けた。あるいは資金援助を受けた。それは私的な扶助となるのです。これは、今から20年少し前に、この問題について国会でも議論されている経過があるのです。その中で当時の大臣がその中で、それが公私の扶助の中に、ここでの166条の公私の扶助の中に入りますというお答えをいただいて、それをもってして各自治体がこのような仕組みを入れている。問題は、それを現場がどう理解し、活用していくのかということも非常に大切になりますというのが、当時の大臣のお答えだったのです。いわゆる投げかけられたわけですが自治体に。だからそれに向かってどうするのかということ考えた時、次に本当に言いたいことはこのようなことなのですが、よく健康保険の問題でも、会計が大変だから皆さん助け合いの制度だから納めましょう。保険税を納めないと皆が支えきれないという議論になりますが、その広報も非常に大切ですが、もう一方で、今言ったような広報とは別に、本当に大変な方は申し出て下さいというのが果たしてどこまで町民の中にあつたのか。それがあつた意味、先ほどから蒸し返すようですが、公平性というところに戻ってこないのか。本当の意味での公平性を言うのであれば、そのことも含めた公平性というのが、これからの成熟した自

治体、地方自治の中には、必要になってくるのではないのですかということ町長に改めてお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長する件は可決されました。

本日の会議時間をあらかじめ延長いたしたいと思います。

それでは、引き続き、一般質問。

町長。

町長（菊池一春君） 国民健康保険税等の税制を熟知された上でのご質問ということで申しますと私たち自治体は、1つとして、大筋では、独立採算制のこの国保のありようの是非です。それから、少なからず所得階層に占める国の今次の政治の判断は、国保料の上限を上げる。すなわち、高所得者に対する賦課を高めていくという方向で、低所得者や中間層に配慮をしたいという考え方があります。

しかし、このことは、抜本的な解決にはなっていない。国保税全体の抜本的な解決になっていないというのは、冒頭申し上げたとおりです。

さらに、不足するものについて、自治体としてやれること。これは、国保の一般会計からの繰り入れで、できるだけ被保険者の負担増や生活苦にならないような配慮が自治体として、求められているということは適切にやってきた考え方でありまして、さらに、私どものことで言いますと川村議員の答弁でもお話ししたように、性急なことで、例えば短期証明書や資格証明書を出すようなことがあってはならないということを自治体の姿勢として、私どもは努力してやってまいりました。一方で、今言われたように、低所得者層に対する配慮。税のとらえ方の問題で言えば、まだまだ不十分なものがあるかもしれません。

しかし、これは今、私どもの町だけではなくて、この管内的の考え方としては、今、私どもが述べたことが、ひとつの限界のような状況でございますので、さらに、低所得者の人たちに対する配慮を広めていけるかどうか。いくべきかどうかというのは、町長の姿勢だということですが、これも町民的な議論を深めていかなければならない。決して訓子府が後退しているという状況ではないということをも、ご理解いただきたい。

さらにもう一方では、私たちは適切な徴収と不納欠損を出さない。徴収率を高めるといのが、議員各位から決算審査あるいは監査委員からも職員の努力をさらにということもございまして、一方では、一つひとつのケースを、不納欠損の内容も精査し、例えば、財産がない。破産等がうんぬん等々も含めたものに対する不納欠損の状況を適切に判断しながら、現状では進めているところでございますので、議員の意見も参考にしながら、再度、細かく検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） それでは、もう1、2点だけ質問して終わりたいのですが、これからの問題になりますが、まちづくり懇談会でも、先ほども質問した中にもあったように、いわゆる見直しも含めた議論がこれから始まろうとしているわけですが、今、前段でこの

ような形でいろいろ議論していくことも踏まえながら、値上げの方向として、いわゆる限度額を引き上げる。あと所得割の問題です。これについては、私の個人的な思いからいけば、少なくとも均等割いわゆる低所得者の方々に対して、負担になる平等割、均等割が含まれていないことは、やはり救いだと思っております。でも、なおかつ、そのことを評価しつつも、やはり少し考えてもらいたいのは、これは先ほどの山本議員の質問とも少し関わるかもしれませんが、今言われているように非常に先行きが見えない日本の政権運営のあり方が問われている中で、今、1つはっきりしてきているのが、いわゆる扶養控除の廃止というものが打ち出されています。これは、扶養控除が廃止されることによって、いわゆる所得が上がる。今までの収入であっても所得が上がっていくという問題が出てきます。これによって、さまざまな、健康保険税もそうですが、子どものいる方たちにおいては、保育所の料金の問題等々、いろいろなものが関わってくる問題として出てくるのではないのか。そのような心配がある中で、果たして、先ほど町長から最初に説明のあった所得ごとの影響指数、いわゆる額が示されたところにありますが、やはり額が少ないとはいえ、数字的には少ないと感じるかもしれませんが、やはり今、国全体がどうなるかわからない。そして、上げる方向だけは少し見えつつある中で、やはりこれはすべきではないのではないかと思うわけでありますが、今一度、これも町民的な議論ということにはなっていますが、その辺も踏まえた検討というのが今一度あってもいいのかと思うわけでありますが、いかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） まちづくり懇談会では、3点の方向と意見が出されています。これ以上上げてもらっては困るというのが1つであります。それから2点目は、仕方ない。やはり国保会計も大変なのだから、せめて1,000万円分を払うのは、ある意味では、当然ではないのかという意見。3点目は、今、工藤議員がおっしゃったように、今、国の状況も後期高齢者制度の廃止あるいはいろいろな状況の中で、もう少し様子を見たほうがいいのではないのかとの3通りであります。

しかし、どうしたらいいかの議論をしても、これは始まりませんので、私どもは、とりあえず1,000万円分を上げさせていただくという提案をしているところでございますので、最終的に議員協議会で議員さん方のぜひ議論をお願いしたい。今言った議論が、工藤議員の言っていることが、本当に正論かどうかということも含めて、私たちは、その議会の意向を真摯に受け止め、22年度の国保の値上げについては、慎重に対応したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 今、これまで、さまざまな議論してきたわけですが、まだまだ本当は聞きたいことも少しあったわけですが、いずれにしても、やはり地方自治体だということなのか、その役割が何なのだとこのところから、出発しなければいけない議論になってくると思います。このような、いわゆる税あるいは使用料の問題になりますとどうしても町民といわゆる徴収する側といわゆる職員の方々と町民が対立するような関係に、どうしてもなってしまうのですが、決して私はそれはするべきではないし、してはいけない議論だと思えます。対立では絶対に解決しないし、もう1つは、やはり本当の意味でのこれから町をどうするのか。あるいは自治体、地方自治をどうするのかという成熟に向かうためのス

トップとして、やはりお互い議論する場というのが、さらに必要になってくると思います。その点でいけば、今、町長が言われたように、まず、議会の中でもさまざまな議論のぶつかけ合いというのが必要になるでしょうし、もっと言えば、そのことを町民の中でもやはり必要になると思います。そのことからいって、ぜひ、その部分を避けて通ってはほしくないということと合せ、いずれにしても目線というのが、特に、国保のいわゆる健康、命に関わる部分についていけば、どうしてもせざるを得ない部分であれば、最大限それに耐えきれない部分、耐えれない部分をどのようにするかという議論も抜きにした提案では、絶対あってはいけない。やはり最大限そのことも配慮し、実際言葉だけではなくて、実際できる状況をつくり、それから提案をお願いしたい。それがやはりこれからの本当にこの町に住んでいて、安心して住んでいける第一条件になっていくのではないかと思いますので、その点について、最後に町長のお考え方を聞かさせていただいて、終わりにしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 私は、従来がどうだったかということとはやかく申しませんが、使用料や税の値上げを私どもと議会だけで提案し議決するという方法は改めたいということは何度も申し上げているとおりであります。その点で言うと水道料の値上げにしても、それから借換債にしても、まちづくり懇談会や財政再建計画の中で町民的な議論をさせていただきながら、最終的には、議会と私どもが議論をし、そして、議決をしていただくという形をとっていきたいというのが私の願いであります。これは、今年の新春インタビューでも訓子府新報でも私は述べましたが、予算の策定にあたって住民参加ということは何とか実現できないかということをお願いしていこうと思っているところでございますので、そのベースには徹底した情報公開とその状況を町民に知っていただく。その上で私たちは、責任を持って町民が安心、安全のまちづくりをしていかなければならないのではないかと思いますので、議員がご指摘のように、あくまでも町民の目線に立って、私は真摯な議論をし、そして提案をさせていただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） これで私の質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 7番、工藤弘喜君の質問が終了いたしました。

#### 散会の宣告

議長（橋本憲治君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日は午前9時30分から開会いたします。

ご苦労様でございました。

散会 午後 4時06分